

第百八回 参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和六十二年二月二十六日(木曜日)
午後三時三十分開会

委員の異動

二月十九日

山口 哲夫君

補欠選任

八百板 正君

二月二十日

野沢 太三君

補欠選任

岡部 三郎君

内藤 功君

吉岡 吉典君

二月二十五日

齋藤榮三郎君

補欠選任

香掛 哲男君

志苦 裕君

田淵 勲二君

八百板 正君

一井 淳治君

野末 陳平君

秋山 肇君

二月二十六日

辭任

補欠選任

諫山 博君

吉岡 吉典君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

井上 裕君

大河原太一郎君

大浜 方榮君

堀原 清君

赤桐 操君

塩出 啓典君

委員

岡部 三郎君

河本嘉久蔵君

香掛 哲男君

斎藤 文夫君

國務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

厚生省年金局長

常任委員会専門員

事務局側

説明員

郵政省貯金局長

郵政省簡易保険課長

郵政省簡易保険局資金運用課長

参考人

日本銀行理事

青木

昭君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(井上裕君) たいだいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、吉岡吉典君が委員を辭任され、その補欠として諫山博君が選任されました。

○委員長(井上裕君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行理事青木昭君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(井上裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上裕君) 次に、資金運用部資金法の一部を改正する法律案を議題とし、官澤大蔵大臣から趣旨説明を聴取いたします。官澤大蔵大臣。

○國務大臣(官澤一君) たいだいま議題となりまして資金運用部資金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

資金運用部資金は、郵便貯金、厚生年金積立金

その他の特別会計の積立金等の政府資金を統合管理し、いわゆる財政投融資の原資として国民経済に重要な役割を果たしております。

最近における内外の経済金融環境の変化に対応して、このような資金運用部資金の機能を円滑に發揮し、国民経済の要請に一層的確にこたえるためには、資金運用部預託利率について、市場金利の動向に対応し、弾力的に変更を行うとともに、資金運用部資金の運用対象を拡大する必要があり

ます。

このような趣旨から、資金運用部預託利率の法定制を改めるとともに、資金運用部資金の運用対象を外国債に拡大するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、資金運用部預託金には、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便貯金、厚生年金等の預託者側の事情に配慮して、資金運用審議会の意見を聞いた上で、約定期間に応じ、政令で定める利率により利子を付することとしております。

第二に、資金運用部資金を外国政府、国際機関及び外国の特別の法人の発行する債券に運用できるものとし、その金額は、資金運用部資金の総額の十分の一を超えてはならないこととしております。

そのほか、資金運用審議会の権限、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の余裕金に付する利子の特例等について所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(井上裕君) 以上で趣旨説明の聴取は終りました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○丸谷金保君 この法案は国会が昭和四十八年に運用部資金に対するチェック機能を設けているのが後退せられる法案ですから、もう手を挙げて賛成するというわけにもいかない面もあるかと思ひますけれども、しかし今御説明のありましたように、一方では公定歩合の引き上げその他機動的な政策金融が発動されるようにしているかなきゃならない面から言つて、ある程度の法的な規制緩和もやむを得ないんじゃないかという二つの面を持つておられるように思つております。

そこでまず最初に、市場連動性の問題なんです、今御説明ありましたように、この市場連動性につきましては国債金利その他市場の問題というふうなことが言われております。一番心配なのは、基準がやはりどこに求められるかということだろうと思ひます。どうも今までのをいろいろ聞いていてもいまいちとつはつきりしない。例えば国債というふうなものを基準にするにしても、これについても表面利率と実効利率があります。これはもう毎日のように移動してくる。どこら辺に目安を置くのか、しかも市場の他の金利体系というふうなものも勘案してということなら、なおさら基準のとり方が難しくなる。この辺はいかがなものでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 詳細は政府委員からお答えを申し上げますが、長期国債の利率は新規発行の利率を基準とする、その場合、いわばクレーンレートと申しますか、表面利率というふうなことを考へておるわけですが、なお政府委員から申し上げます。

○政府委員(窪田弘君) 今大臣からもお答え申し上げましたところですが、この預託金利を法定から外しまして政令にゆだねる考え方を法律にかなり詳しく書かしていただいておりますが、それには「国債の金利その他市場金利を考慮す

る」ということが一点と、もう一点は「郵便貯金、厚生年金等の預託者側の事情に配慮して」という二点を書かしていただいております。

で、市場金利でございますが、この場合は、やはり現状では何と申しましても長期金利の代表である国債金利が基準となるということとこれを特記させていただいております。この場合の国債金利とは、新規に発行される長期国債の表面利率を指すものと考えております。国債金利と申しましても表面利率とか応募者利回りとかいろいろあるではないかというお話でございますが、やはり長期金利の基調を示す指標的な意味を持つものは表面金利であるというふうなことを考へております。

私も最近ほとんど毎月国債の発行条件を変えさせていただいておりますが、そのときやはり市場の実勢を反映するのは表面利率であるということに考へておりました。発行価格の方はむしろその微調整を行うということでございますので、やはり長期金利の基調は国債の表面金利であるというふうなことを考へておる次第でございます。

○丸谷金保君 そうすると、今の趣旨説明にありましたような「その他市場金利を考慮する」というのは、どういふところを考慮するのですか。

○政府委員(窪田弘君) 国債の表面金利が中心でございますけれども、その他いろいろ長期プライムレートでございますとか、そういうものもあわせ考慮して関係省と御相談の上決めたいというふうに考へております。

○丸谷金保君 そこでわからなくなるんですね、基準が。国債の表面金利を基準にしてやるならこれでもつてすつとわかるんですけれども、今おっしゃるよういろいろな相談してということになると、結局基準はそのときそのときでもつて変わってくるというのですか。もう少しすつと国債なら国債の表面金利に合わせるのだとか、ばちつとこういふことにはいかないんですか、なぜいかないんですか。

○政府委員(窪田弘君) この預金部の金利は、例えば六分五厘というふうに長らく固定されていた

こともございますが、五十年代に入りましてから非常に変動が激しくなりました。五十三年には六・五という下限にくつたこともございますし、五十五年には八・八・五という高いレートになったこともございます。非常に変動が激しい状況になりました。法律で決めるのもいかに

かというところで今回政令にゆだねていただきたいというお願いを申し上げているわけでございますが、将来また金利の変動がある一定の安定した状況になれば、単純にそのルールということにいくこともあろうかと思ひますが、現状では若干その先を見通したい情勢もございまして、やはりそのときどきこういつたいろいろな要素を勘案してしばらくは決めていかざるを得ないのではないかと

いうことではございますが、実際にその基準を決めて市場に連動させていくということになると、その都度その都度やっぱり運用審議会というものが非常に重要な役割を今まで以上に持つてくるんじゃないか、こういうふうな思ひがあります。

それで、事前に通告しておきましたけれども、従来の運用審議会というふうなものは大変御多忙な皆さんがメンバーを見ますといらっしゃる。それだけに、非常にそれぞれみな御立派な方ですが、運用審議会の会長さんは政府関係のいろいろな役職を幾つうらひお持ちですか。

○政府委員(窪田弘君) 今の会長は木下和夫先生にお願いを申し上げておりますが、現在この資金運用審議会会長のほか地方財政審議会会長、税制調査会の会長代理、税理士審査会会長、合わせて四つの職務を御兼務でございます。

○丸谷金保君 何か今度臨調の方の委員にもうわさが上っておりますわね。これはそうすると、それだけいろいろなものをお持ちになつていて、

審議会をしょつちゅうやるというときになかなか大変だと思ふんですが、従来はよく持ち回りという方法もあったと聞いております。大体ここ三四年ぐらゐ前から持ち回り審議会というふうなのはどれぐらゐやっているんですか。

○政府委員(窪田弘君) 三年で申しますと、五十九年度でございますと六回開かれたうち持ち回りは一回もございせん。六十年度は八回開いていただいておりますが、持ち回りは一回もございせん。六十一年度は七回今日まで開いていただいておりますが、このうち三回は持ち回りでお願いをいたしております。そのうちの一回、五月の一日でございまして、これは年金福祉事業団に資金確保事業として新規に始めていただくものの期間だけがなかなか話がまとまらずにおくれま

した。その期間だけをかけする、つまり五年据置き十年でお貸しするという条件だけをお諮りする話でございまして、ちょうど連休中で委員の方都合が合わず、やむを得ず持ち回りにさせていただきます。十月の九日と二十七日、持ち回りでございまして、この十月には合計四回の資金運用審議会を開いていただいております。

そのうちの二回、財投追加の分を持ち回りでお願ひいたしました。これは補正予算の編成あるいは内需拡大に伴つて緊急に追加をする必要があつたものでございまして、やむなく持ち回りとさせていただきます。

○丸谷金保君 昨日行われました衆議院の大蔵委員会附帯決議で「資金運用審議会の運営に当たっては、年金掛金の拠出者の意見が反映されるよう配慮すること」と特についております。こういう何といひますか、附帯決議がつけられるということは、やはり審議会の今の七人のお方のこれだけでは、厚生年金の理事長さんですかなかなかおられますけれども、ちょっと足りないんじゃないかというふうなことで、大変お忙し過ぎる人ばかり集めて、私はたまたま会長さんだけ聞きましたけれども、皆さん御立派な方だけに大変忙しい人たちが非常におつて、結局は、実質的なことは

むしろ専門委員とか役所の方たちの中で詰められていくと審議会が形骸化していくというおそれなきにしもあらずだという気もいたしますので、特に大臣、審議会の構成についてももう少し人数をふやすなり、もっとそういう点で附帯決議の意見が生かされるような方途について何かお考えございませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨日も衆議院で御決議がございました中に、年金掛金の拠出者の意見が反映されるように、といったようなことについて御言及がございました。実は現在の人選も、その点につきましては、例えば翁さんでありますとかいうような方々をお願いいたしております。そういうつもりでございませうけれども、なお御決議がございましたし、また今委員からも御指摘がございました。私どもでいろいろ考えるべき点があるのではないかとしまして、昨日の御決議にもさように申し上げましたが、よく考えさせていただきます。

○丸谷金保君 それでは次に。

他のいろいろな制度との関係で非常に難しい問題が幾つかあると思うんです。一つは、郵貯の方に二兆円の自主運用ということを今度御提案になって、進めるといふことでございませう。聞くところによりますと、私たちはマル優や売上税というのはこれはつづれると思っておるんですが、そうしますと、これらも運動してだめになるんじゃないかという心配をしておったんですが、どうも郵貯の二兆円については、何かそのことは別個に独立して、とにかく二兆という自主運用は認めていくんだというふうな話も聞きましたんで、その方は一安心したんですが、この厚生年金の方はわずかに一兆円。これは聞いてみますと、来年度以降の保証もないという話なんです、いかがなんでしょう。

○政府委員(窪田弘君) 各省とお話し合いをいたしましたときに、郵政省の方は先々ある程度のめどををつけたというお話で、初年度は二兆円でございませうが、毎年五千億ずつふやしまして、六

十六年度まで一応先のめどは立てておりますが、これにつきましても将来いろいろな変動が起こり得るわけでございます。そういう場合は、郵便貯金並びに財政投融资の両方の立場をよく考えて相談しようというふうなことはなっておりますが、年金の場合はその将来のお話はしておりません。それは、厚生省の御意向として、また来年度以降、予算の編成の時期にその金額をあるいは御要求になるでありますし、その方が適当であると御判断されたためであると思っております。

○丸谷金保君 厚生省来ておりますね。――きのう衆議院の大蔵委員会を私傍聴しておったんですが、我が党の堀委員の再度の質問について、希望としては自主運用を年金枠の大体三分の一くらいほしいんだ、こういうふうなことを局長さんおっしゃっておりますが、間違いないと思いませんか。

○政府委員(水田努君) 昨日衆議院の大蔵委員会でお答え申し上げましたことは、私も、年金の積立金の運用の側面としては三側面に配慮しながら運用をしていきたい。その一つは、当然、将来の負担の軽減に充てるための高利運用。それから、やはりこれまで財政に協力してきたということとがございませう。それに対する配慮。それから、拠出者の方四十一年間にわたって拠出していただくわけにございませう。当然その福祉の面への還元。この三つをバランスをとりながらやっていきたい。で、公的年金の中で、厚生年金、国民年金を除く共済組合につきましては、その三つが大体バランスがとれて年金積立金の運用が行われておる。私も、一応目標としては、共済組合が積立金総額の三分の一について、全体自主運用でございませうが、既に高利運用をやっておられるので、その目標に、現在国会に出しております自主運用の法案が成立した場合には、六十二年度は一兆円でございませうが、六十三年以降は毎年度の新規の運用対象額の三分の一ずつを実現していきますと共済組合と同じような形に持っていくべきで、そういう方向で努力してまいりたい、このようにお答えした次第でございませう。

○丸谷金保君 共済年金なんかの方は、私も共済年金の理事をやっておりますが、ある程度自主運用を任ざれていろいろやってきたわけですが、それから言うところ、確かにどうも厚生省の言うように、自主運用の枠はこういう制度を新たにするときに、自主運用の枠はきつちとふやしていくという方向で大蔵省の方も理解を示していただきたいのだというふうには私は思っています。

共済年金の方でも、自主運用をやつていけばこれはみんな一生懸命になって研究して、こうやれば有利でないか、ああやれば有利でないかというふうなことで、例えばいろいろ聞いてみると相当研究してやるといふことは具体的に幾つもありませんが、そういう民間活力を導入してということもありませうけれども、やはり行革の一つの柱として、そういうふうなそれぞれ省庁が一生懸命苦勞して集めてきた金の三分の一くらいは、というふうな私たちがぜひやってもらいたいというふうなことを考えております。

あわせて、郵貯の方もそうなんですが、今の二兆円と、五年間で大体これにいきますと十五兆くらいになります。十五兆ですね。しかし、実際にはこれは五年たちますと、この十五兆円という金額は郵貯の推計総額の大体一割くらいしか当たらない。これも少ないと思うんです。郵政省来ておりますか。――郵政省の方ではこれでもいいんですか、こういうこと。

○説明員(安岡裕幸君) お答えを申し上げます。

郵便貯金の自主運用でございませう金融自由化対策資金の運用規模でございませうけれども、六十二年度が初年度でございませうけれども二兆円というところで、六十三年から六十六年度までの間は毎年度五千億ずつ増加させていくというところでございませう。これによりまして、先生御指摘のように、運用のストックといましようか、残高は六十六年度には十五兆円ということになるわけでございます。これは我々、推計でございませうけれども、六十六年度の郵便貯金の残高の約一割に相当する、こういうふうな格好になっております。

で、私どもとしては、郵便貯金が金融の自由化に適切に対応するというためのいわば基盤になるんじゃないかと、こんなふうに考えておるところでございます。

一方、でございますけれども、今回の資金運用部法の改定によりまして預託利率の法定制が改定されるということにございまして、これが政令に定められるということによりまして、いわゆる預託利率に市場金利が反映されてくるということにございまして、これまた時代の趨勢でございませう金融の自由化に郵便貯金事業が適切に対応できる基盤の確立になるのではないかと、かように考えているところでございませう。すなわち預託利率を法定制の緩和によりまして、それを政令で決めていくということ、市場金利を預託利率に反映をさせていくということと金融自由化対策資金両者が相まって、郵便貯金事業の基盤づくりができるのではないかと、このように考えておるところでございます。

○丸谷金保君 大体これくらいで間に合うということですか。

○説明員(安岡裕幸君) 現在金融自由化の進展ということがございませうけれども、現状ではこれで金融自由化に適切に対応できるのではないかと、かように考えておるところでございます。

○丸谷金保君 厚生省の方は三分の一の郵政省は随分また遠慮深いあれで、私はやっぱりもう少し、これは厚生省も郵政省もそうなんですが、自主運用できる額をふやしていきませんと、市場金利に連動するといふふうな形で、今までのような資金コストとは違ってくるでせう。そうしますと、これはやはり大変になるだろうという場合には、もっと積極的にある程度の枠を、これは大臣にお願ひしておきますが、やはり大蔵の方で余り締めないで、ひとつ自主運用の枠をふやしていくという方向で進んでいただきたいと思います。

特に、今郵政でそういう話がございまして、関連して申し上げますが、六十一年の三月末の指標によりまして、簡易生命保険及び郵便年金預託

金の三月末残高が二兆五千七百五十一億円あるんです。これは五月末の決算ではゼロになって、次の年はいゆる簡保の方で分離して運用できるといふような制度になっておるわけですね。ですから、簡保の方はみんな大体そういうことで全部いくんですから、やはり郵府の方も郵政省の同じような制度の中でやはりだんだんとそういう方向に持っていくていただきたいと思ふんです。

特にこの問題につきまして、どうしてこんな三月末に残高できるんだと、簡保は全部制度的に自主運用が任されているはずだと思ひましたら、その年の年度の余剰金というのは一応全部運用部の方に入つてそれから決算で次年度に回す、こういうことだといふことがわかつたんですが、そうしますと、金利の問題があるんです。金利は今のところ五・九％プラス特利をつけて五・九五％といふことになっておるようですが、これは今回のこの改正によつて預託された資金に対してやっぱり政令で決めるということになるわけで、今までの五・九％という預託金利は保証されないことになるんじゃないか。これはいかがなんですか。

○政府委員(窪田弘君) 簡易保険の余剰金でございますが、特別会計に生じた余剰金は、国庫統一の原則からすべてこの資金運用部に預託をしていただくということになっております。それは、国庫が統一して余つたところは預託をしていただく。仮に特別会計に資金繰りに不足が生ずれば、運用部の方から短期でお貸しするというふうな彼此融通もできるわけでございますから、これが一番効率的な制度だといふことでございまして、余剰金の資金運用部への預託は、これは今後ともぜひ続けていただきたいと思つております。

ただ、簡保の場合は、今御指摘のように、決算が済むと積立金になりまして、これが自主運用になります。たまたま一年たつたところで運用部の預託から自主運用へと運用形態が変わるわけでございますので、本来ならば初めから長期で預けておけば長期の金利がもらえたはずなのに一年の

ころで切れてしまふ、これは不利ではないかといふことで、現行の資金運用部資金法ではそういう場合、約定期間七年以上の、一番長いものの預託利率マイナス〇・一％。現状では御指摘の五・九％でございますが、そういう長期並みの取り扱いをいたしてあります。これは今後とも政令に移行いたしまして、この制度は続けるというふうにいたしておりますし、そのほか資金運用面でのいろいろ改善を今回図ることとしておりますので、これとあわせまして簡保の利回り向上が図られるものと考えております。

○丸谷金保君 そうしますと、市場流動性になつても精神としては今の五・九％プラス〇・〇五％の特利をつけていた、そういう考え方で扱ふと、こういうふうに理解してよろしうございしますか。

○政府委員(窪田弘君) 水準は変わりますが、その考え方は同じものを引き継いでまいりたいと思つております。

○丸谷金保君 それで厚生省、実は預託金の金利が今度下がる、従来の掛金の計算は五カ年ごとでやつておるというのが変わつてくるわけですね。これらは再計算はするんですか、しないんですか。

○政府委員(水田努君) 御指摘のとおり、再計算は五年に一回やっております。直近は五十九年にいたしております。次回は六十四年に再計算をいたす予定でございますが、この再計算に当たりましては年金の諸基礎率をすべて洗い直すということになるわけでございます。諸基礎率で大きな要素を占めますのは年齢構成別の人口推計、特に開始年齢に到達した方々の残存率、それから将来に向かつての物価の上昇の見通し、それから賃金上昇の見通し、それから先生の御質問なされた預託金利の運用収入の見通しと、こういうものを全部洗い直すわけでございまして、今後の金利の動向を見ながら当然運用収益についても見直しの必要があるかと思つております。

○丸谷金保君 これは今までの考え方五年間は据え置きですね。そうすると、それは五年たつたときにやるということですか。ぜひしてもらないうと困るだけだな。

○政府委員(水田努君) 再計算のときにやるということでございます。

○丸谷金保君 再計算というのは五年ごとにやればいいんでしょう。そのときまではこのままでいくということですね。

○政府委員(水田努君) そうでございます。

○丸谷金保君 ちょっと古い資料で申しわけないんですが、五十八年度の資金運用部の運用累計額は百八十二兆八千七百九十四億円なんです。そのうちいゆる財投に十五兆五千九百三億、国債の引き受けが三兆九千億、合わせて十九兆四千九百三億にしかすぎないんです。残りの百六十三兆三千八百九十一億円というのは短期運用の累計なんです。それで実は、この中に日銀が市場から買入受けて、国債、それを運用部が買入入れる。そしてさらにまた、今度それを現先でまた日銀の方に売り戻すと、こういうふうなものも入っているんじゃないかといふふうに思ふんですが、これは古い資料で申しわけないんですけれども、最近実際にそういうことが日銀と運用部の間で行われておりますか。

○参考人(青木昭君) 運用部との間に私も持つておる国債を運用部の余資運用の対象として売却をするといふことがございます。それはいずれも買い戻し条件つきで売つておるわけでございまして、この一月末現在の売却残高が九兆五千億円ばかりでございます。

○丸谷金保君 九兆五千億というのは、現在累計でなくて残高ですか。

○参考人(青木昭君) 残高でございます。

○丸谷金保君 そうすると、大蔵省はこれはいつ買い戻してもよろう予定なんですか。

○政府委員(窪田弘君) 先ほどお挙げになりました数字でございますが、五十八年はたまたま私も持つておるんですが、短期と言つてお挙げになった数字がこの決算に出ておるのは短期運用の実行額、つまり回転した総額でございます。今青木理事から御説明を申し上げましたのは、残高のうち九兆円程度を短期の運用としてやっていると、日銀の保有国債を売り戻し条件つきで購入し、これを日銀に売り戻す。ですから、日銀に売つていふように見える場合がございまして、これは買ったものの売り戻しでございます。したがうして、いわゆる日銀引き受けの禁止の規定に抵触するような、運用部を通じて日銀が国債を引き受けたといふようなことはないのでございします。

○丸谷金保君 これは結局資金運用部の方で資金が余つておると、もったいないから、現金で持つていふようなことがないから、短期の間とか日銀の方の国債を売り戻して運用利回りを回すといふことはわからないでもないんですが、ただこれだけでも、財政法五条今お話しございましたが、多少疑義もあるんじゃないかといふ気がするんです。というのはその中身がわからないのですよ、一般にはそれで売り買いといふことが行われていふだけのだけわかつて、要するに資金運用部が引き受けた国債を売つてなくて、あくまで一遍買つたやつを返すのだといふことを言つておるんですけれどもね。しかしやはりどうもひよつとすると、これはそういう点の抜け穴に使われかねないという疑義をやつぱり国民は持つておるんです。

特に最近のようにマネーサプライが、前にも大蔵大臣はインフレの心配はないといふことを私にも御答弁いたしておられますけれども、これは円高だとか石油の問題だとか外的な要因で心配ないんで、国内だけに限つてみると非常にやはり今のマネーサプライの増加の傾向といふふうなものは、一つ間違えばインフレに転化しかねない要素を持つていふといふふうに私はまだ思つておるんです。そういう立場で言いますと、情報公開なんといふことが盛んに言われていふ時期ですからね、これらはやはりもう少し明らかに発表すると

いうことはできないんですか。

○政府委員(窪田弘君) 何もそれを発表しないというわけではございませんで、例えば予算委員会御要求資料の形で資金運用部保有国債の移動状況、これは細かいものですから三ヶ月ごとにとまとめさせていただいておりますが、日銀引き受けの分、国債整理基金の分というふうに分けまして資料を国会にもお出しをさせていただいております。日本銀行の方の運用部との売買については参議院予算委員会への提出資料に出さしていただいております。また、日本銀行の国債保有高の移動につきましては四半期ごとに当大蔵委員会にもお出しをさせていただいております。運用部の方のバランスシートは毎月資金運用部月報という形で発表をいたしております。これらを総合してごらんいただければ御理解をいただけるのではないかと、いうふうに考えている次第でございます。

○丸谷金保君 私の前で言っていますのは、それは国会というよりも少し国民の不安を解消するためにも、もっと情報公開というふうな形で公表することとはできないのかと、こう申し上げているんです。

○政府委員(窪田弘君) 毎年財投編成のときに運用部の資料もいろいろお出ししますので、今御指摘の点も含めまして今後工夫をしてみたいと思います。

○丸谷金保君 次に、今度の改正の中で、外国政府や国際機関などに対する投資ができるように改正になったのでございますが、外国投資をするとして、為替差益とかいろいろなリスクがあるでしょう、そういうリスクは会計上整理はどういうふうになるおつもりなんですか。

○政府委員(窪田弘君) まず、リスクにつきましても、そういうことがございますので、外国債への運用制限につきましては今回も積立金総額の十分の一というふうな規定を置かせていただいております。運用部が持つ場合は、長期に持つものでございまして、それは短期に売り買いするほどのリスクというふうなものはないのか

というふうに思います。また、国際機関等の場合は円建ての債券を出す場合も多いわけではございますが、その場合はリスクはないわけではございません。仮にもリスクが発生したような場合は、会計原則がございまして、この差損を計上するといふ扱いで一般の会計原則に従って行うことにならざるわけではございません。

○丸谷金保君 これはことしは一千億という微々たるものですが、いきなり法律の方では十分の一、これは随分開きがありますね、この一千億と十分の一ということでは十兆、十八兆くらいになりますか、限度を今からそんなに幅広く決めておかなきゃならないという理由は何なんですか。

○政府委員(窪田弘君) 確かに今の資産総額から見れば大きいわけではございますが、この制限の決め方が、簡保の場合ですと積立金総額の百分の十、これが今回二十に増加をお願いいたしております。例えば年金信託の場合でも百分の三十、生保の場合でも百分の三十とか、その制限額はかなり決まっております。運用部の場合は確かに長期のものをその多額にやるというところは考えておりませんし、またこの額については、特別会計の予算総則に載せて国会のお許しを得たいと思っております。

それから、ほかの簡保、生保等と違いまして、これは結果的に有利運用になる場合はもちろんそれはいいわけではございますが、やはり原則といたしましては、運用部は公共的な目的に運用部資金を充てるべきものでございまして、かねがね内々話のあるような国際協力に役立つような運用を行いたいと思っております。

○丸谷金保君 簡保の場合は金額は少ないですから、三十兆くらいですか、十分の一でも三兆です。ですから、ちょっと簡保というのとは余り例としては——しかも簡保の場合にも実際には内部で自主規制しておりますね、新規増加資産の一分以内というふうなことも決まら

れたという話で心配しているんですが、今簡保の話が出たんでお聞きするんですが、そういうやつり内部での自主規制というのはいかんなか法律のほかに何らかの形で決まらなければならないんですか、いかがなんでしょう。

○政府委員(窪田弘君) これは財投運用あるいは国債保有、そういうものとバランスをとり、かつ公共的な場合にのみ行うものでございまして、もちろん、自主規制という言葉はいいかと思っておりますが、慎重に行いたいと思っておりますし、またたいたいまでも申しましたように、額は予算総則に載せまして国会のお許しを得た範囲内でやるつもりでございます。

○丸谷金保君 国会のお許しを得た範囲内というのはわかるんですが、いきなり十分の一で実際に今年度一千億、そうすればその限度の十分の一というふうな到達するのは一体何年かかるんですか。これはそのときそのときで国会に出して、少なくとも最初は十分の一なんて言わぬで五十分の一とかなんとかで始めて、そしてまたこれが特に大きく必要が出たときにはやはり国会にかけられるべきものだと思うんですよ。こういう出し方というのは、何といえますか提案権が非常に、その方が楽でしょうけれども、私はやはりもっとおのずからなる規律があつてしかるべきじゃないかと思つて、大臣いかがですか、これは。大臣笑つておられるけれども、ちょっと広過ぎませんか。

○政府委員(窪田弘君) 大臣からお答えをいたした前にも、確かに御指摘のような問題はございまして、これは私も法制局ともいろいろ相談をいたしましたので、そうかといつて百分の一とか五十分の一とかという決め方もなかなか難しいわけでは……

○丸谷金保君 難しくない。

○政府委員(窪田弘君) 十分の一ということでは、つと私どもの自制する姿勢を出したものでございまして、国会のお許しをいただきたいと思つております。

○丸谷金保君 実はこれこれだわるのは、一つは大臣がG5、G7から帰つてこられて内需拡大とい

うことを記者会見で発表した。昨日も堀委員の質問に対してもお答えしておりましたが、これは具体的なことは何もありません。しかし、もう一つ、まさかそんなことはないと思うんですが、実は巷間そういう話も聞きましたので、要するに為替を安定させる、そのかわり一つには将来、今ブラジルで問題が起きていますね、ブラジルでも外債の支払い停止だといふふうなことがございまして、これが例えばメキシコとかいふところもみんなギブアップしてとにかくとも払えないといふふうになつてきたときに、日本の国内のシンジケートが相当アメリカに協力して貸し出ししているのがあるんですね、こういうのを今度は財政が出動して、そういう都市銀行その他がシンジケートで出している分を借りかえてして面倒を見るんではないか、そういうことになるから十分の一ぐらいやっておかないと、いざというとき困るんだ、こういう働きまで出てくるんですが、まさか大臣そんなことはございせんでしょうね。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはちょっと考えにくいことではございまして、もし民間の貸し出しに對して救済のために財政が出動をする、文字どおり損失補てんの意味での出動ということであれば、もうこれはそのものが法律事項でございまして、法律事項でございまして、あるいはそういう方針を決定するといふことはちょっと考えられない。私は少なくとも考えられることではないと思つておられます。むしろこれは一種の資金の運用でございまして、そういう意味では何かの肩がわりができるという感じのものではございまして、積極的な意味で申せば、現在のようにだんだんいろいろなことが国際的になつて、我が国も官民ともに国際的になつていきましたときに、公的資金と申しますか、公的な性格を帯びる資金の一部もそういう国際的な分野で有意義に運用されるならば、それはやはり我が国としてのいわば国際化に對処する一つの道ではないかといふような感じ

はございますけれども、ただいま丸谷委員の言われましたようなことはもう全く考えておりません。

○丸谷金保君 外国債にそれを運用する場合に、安全かつ有利というあれがついていますからね。だから、いきなりということではなくても、例えば大蔵省が外債で困っておられるような国の政府債を買入れて、そして政府がそれで借金を払うというふうに回せば借りがなくなってもできる方法というのはありますね。そういう必要もないとすればこの十分の一というのは一体何なんだろうと。なぜこんなに大きなことをしておかなくやらないのか。大体そういう当りがあるのかどうか。一体どこへ貸し出しをし、どういうところの——それから外国の例えは金融機関とか、あるいは、何といいますが、世銀とかいふところの債券を買うとかという方法もあると思いますが、それにしてもちょっと大き過ぎる。この法案を出してこれだけの枠をくれと言ふからにはある程度の、とにかくとつとけということじゃなくて、めどあるんでしょう。

これは賛成法案なんで修正案も出しかねますけれども、本来なら私はそこがはつきりしなきゃ——これは国会としては修正すべき場所だと思ふんですよ、あるんですか、一体、そんな十八兆円ものそういうめどが、何にもないけれどもとにかく余計しておいた方が便利だからとっておくと、こういうことはいかぬと思いますよ。

○政府委員(窪田弘君) 今お話しのように、資金運用部資金は安全、有利でかつ公共的な運用をすべきものでございますから、そういった原則のもとに外国債への運用もいたすわけでございます。しかしそれは申ししても、いろいろリスクとか問題もあり得るので、やはりこれは制限の規定を置くべきであらうとこういうことで、毎年毎年予算でお許しをいただくだけでなくて、やはりこの制限の規定を置くべきであらうとこういうことで、類似的制限規定の中で一番小さいものをここでその自制的な考え方を具体的に示すためにここに出して

いるわけでございます。そういうことで御理解を賜りたいと存じます。

○丸谷金保君 よく理解できないんですけれども、もう時間もございませんで、十分の一というふうな枠をこういうところへ設ける、そういうことであるならやっぱり郵貯や厚生年金の方ももう少し枠をふやしてやるというふうなこともあわせて考えていただくということをお願い申し上げます。

○和田教美君 私は、まず去る二十一、二十二日のパリにおけるG5、G7の為替安定に関する合意について大蔵大臣にお聞きいたします。

一昨年九月のG5プラザ合意以来のドル安誘導という為替の流れに今回の合意は終止符を打つもの、というふうな点で高く評価するというふうな見方がございませうけれども、もしそうだとすれば、大蔵大臣非常に御苦労さんだったと思うんですが、けれども、しかし確かめておきたいことは、各国とも本当にその点で認識が一致しているのかどうか、やや楽観に過ぎるんじゃないかという感じがいたします。

一番問題なのはアメリカであって、ドル安という切り札を一時しまい込んだだけで、日本や西独のこれからの出方、つまり内需拡大策のとり方いかんというふうなこと、さらに貿易のインバランスの問題、そういったものの成り行き、そういう状況次第ではこのカードを再び持ち出してくるんじゃないかという不安感が常に国民の間にあるわけですが、その辺はまずいかがでございますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは確かにこのたびの合意を評価する一つの大事な問題であると思うのでありますけれども、昨年私が九月、十月ごろアメリカのペーカードと話をしておりましたところと最近とかなり違ってきたと思ひますのは、これ以上上のドルの急落というものが、むしろ我が国にとつては迷惑なことではございませう、マルクにとつても迷惑なことではございませうけれども、アメリカ自身にとつて問題だという物の考え方が少なくともペーカード財務長官であるとかポルカー議長である

とかという人々にはだんだん相当強く実はなっておるように観察をいたします。もとよりアメリカの中には例えは国会議員の中には、むしろそれよりはこの貿易赤字、もっともマルクも円も高くなった方が貿易赤字が減るだろうという考え方の人はいるように思ひますけれども、いわゆる通貨、金融責任の当局者からは、もうこれ以上はアメリカ自身にとつて実は害の方が多く、この最近では考へておる。また、議会でそういう証言を最近では二人ともしております。

そういう認識がこのたび関係各国の合意になったと私は考へておりますので、したがって今回はこれ以上の為替の大きな変動がアメリカ自身の不利益にもなる、こういうお互いの共通の利害関係が昨年よりはかなりはつきりしてまいったというふうに思ひます。

したがって、このたびの合意並びに協力関係の約束というのは、それだけいざわばおのおの利害関係に直接結びついておるといふふうに私は考へております。

○和田教美君 このG7の共同声明に、最後のところで「現状においては、大臣及び総裁は、為替レートを当面の水準の周辺に安定させることを促進するために、緊密に協力することに合意した。」と書いてございませうが、この「緊密に協力すること」に合意した。という意味について、きのうあたりの衆議院の大蔵委員会では、大蔵大臣は、間接的な表現だけれども、これ以上ドルがさらにドル安に動く場合には協調介入するという点について合意したんだという意味のことを認められておるわけだけれども、本当にそういう点で協調介入という合意ができたのか、その点も確かめておきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 実はこの部分につきましては、この声明にどういふ表現で盛り込むかという点についてかなり私どもの間で議論がございしました。中にはもっとはつきり具体的な行動を、例えば今、和田委員の表明されましたような

言葉で盛り込むべきであるという主張もあったわけではございます。実体的には合意が完全にあるわけではございますが、どういふ表現をするかということについては、もっと直接的な表現を用いるべきであるという主張の國もございましたけれども、結局みんな議論をしておりますと、やはり市場心理から言へば、こういう事柄の性質上、それはかえって効果的でないのではないかと、もう少し抽象的な表現の方がむしろ効果的であらう、ただし、市場関係者が我々の意図を見誤るようなあいまいなことではいけない、投機家たちにはちゃんとわかる程度のことははっきり言っておかないといふかぬなという、その両方の合意がこういふ表現になったわけではございませう。したがって、協議あるいは協力の具体的な内容について不都合であったということは全くございませぬ。

○和田教美君 協調介入の合意があったということですが、問題はその協調介入の中身、特にアメリカがどういふ介入を考へておられるのかという問題だと思ふんです。その後の報道なんかによると、どうもアメリカ側は口先介入をやりに出しておられますね。口先でいろいろなことを言い出しておる。しかし、本当に直接介入をやるのかどうかという点になると疑問視する報道が多いです。

実は、公明党の矢野委員長が今訪米中ですけれども、スプリングル大統領領経済諮問委員長と会見をしたんですが、スプリングルさんも、微調整程度の介入はできるけれども大規模な協調介入は無理だというふうなことを述べておられるわけなんです。そうだとすると、それによつてドル安にストップがかかるという保証には私はならないと思ふんですけれども、その点はいかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) この点については、表現にそれだけの議論があったわけではございませうが、具体的な点についてあれこれ申し上げることは事柄の性質上適当でもありませんし、また外国のことにも関係いたしますので、それは控えさせていただきますと思ひますが、私どもの間に合

意が欠けておったというようなことは全くございません。

なお、会議の内容につきまして現実にしっかりと知っておる人の数はかなり限られておりますので、いろいろな報道がございまして、それは十分事実を知った上に基づいての報道であるかどうかについては、問題がなきにもあらずかと思ひます。

○和田教養君 仮にこれ以上ドル安になった場合には介入するということがあるとしても、円安の場合に介入してもらわなきゃ我々として困るわけなんです。今のところドル安の問題が非常に問題になっているわけですから可能性は余り多くはないと思ひますけれども、逆の状況、つまりこの水準以上に円安になるといふような事態が起こった場合にもやっぱり介入するわけですか、その点はいかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 一般論として以上に申し上げることは難しゅうございすけれども、これはお互いの間の合意でございすし、しかも当面の水準の周辺に安定させたいということでございますと、これは上も下も両方あると考えるのが論理の当然でございす。また、お互いの合意でございすから、片方だけが片方だけのことを言つて済むというわけにはまいらなかつたと思ひます。これも必然の論理だと思ひます。

○和田教養君 全くそのとおりだと思ひますね、理屈から言へば。

そうすると、一体どのくらいの水準で合意ができたのかというのはいやばや国民は非常に知りたいたいで、結局いろいろ報道を総合すると、百五十円から百六十円ぐらいの水準じゃないかというふうな報道がございす。これはダイレクトに大蔵大臣もそうだとはいへないかと思ひます。あるいは、仮に数字ははつきりしなくても、その程度の上と下の幅、それは大体そのぐらいなのか。その辺について可能な限りひとつ答弁していただきたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほどの部分の声明の表現をどうするかについていろいろ議論したところを御紹介したわけでございますけれども、これ以上踏み込んだ書き方をしますと必ず今御指摘になりましたような問題を提起する——この程度でもさすがにそのような御指摘があるわけでございますから、これ以上書きますと必ずそういう問題を提起することになりますので、それはやはり市場に対する対応としては賢いことではあるまい、そこまで問題を詰めてまいりますことは。したがって、このように表現にいたしましたという経緯もございまして、ただいまのところにつきましては、これをもつてどうぞ御容赦をお願いいたします。

○和田教養君 去年の秋ぐらいの段階で大蔵大臣は、記者会見とかあるいは国会の議論なんかで、当時は大体一ドル百六十円がらみぐらいたったと思ひますが、これでもまだ円高過ぎるんだ、もつと円安に持っていく努力をすべきだという趣旨のことをお述べになつていたと思ひます。ところが、今回の合意は、一般に伝えられるところによると、現状の当面の水準というものは、と百五十円に近いもので、とにかく安定させるということだといふように僕は理解するんですが、いつの間にか、百六十円よりもさらに円安に持っていくなんというところは到底無理であつて、とにかく安定させることが先決なんだという考え方に政府の重点がだんだん変わつてきているように私は思ひます。

確かに企業は、どこまで円が高くなつていくのか、それがはつきりしない以上にかく対策の立てようがないという気持ちがありますから、仮に百五十、六十円の水準で安定しても、それはそれで一応はつとずするといふことはあると思ひますが、もしそういうふうな高値安定といふようなこととあれば、これは日本の経済にとっては大変なことだと思ひ、特に中小企業なんかについては、まあ大体百七、八十円ぐらいいないともはやつていけないという声が多に満ちておるわけですが、大蔵大臣は百六十円よりもさらに円安に持っていく努力をするという、そういうかつての考えはもう放棄されたということになるんでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) このたびの声明にもいわれる市場のファンダメンタルズということが何度か書かれておるわけでございますが、これは私が昨年の九月ごろからベーカー長官と話しておりました考え方の基本でございす。すなわち、プラザ以降人為的に介入をいたしましたドルを安くしてまいつたわけでございますから、これは大変に市場のでない人為的な行為であつたわけでございます。それが昨年の少なくとも九月には、もう今の為替関係、円・ドル関係はファンダメンタルズを反映するに至つた、したがつてこれから先は市場に任せるべきものであるというのが昨年の九月、十月の末の共同声明に出ております考え方でございます。このたびの二月のせんだつての声明も同じ考え方に沿ひまして、プラザ以来やつてきました人為的なこの介入というものは目的を達した、そうして今の状況はファンダメンタルズの自然な関係になつておるのであるから、これから先はいわゆるプラザ以来やつてきたようなことはもうやらない、いわば市場に任せてこれでもいいのであるし、さらにドルが急落するということはいわが迷惑するのみならず、アメリカにとつても不利益である、こういうのが認識でございす。

したがって今ここであらわれまして、とにかく今の市場が今のファンダメンタルズを反映している、こういう認識だということになるかと思ひます。それが大きく外れましたときにはみんなで緊密に協力をしようということでございます。

そこで、今の和田委員の御質問は、それならば、今の市場における円というものが、宮澤は日本経済にとつて非常にこれで満足なものであると考へておるかといふお尋ねでございまして、私は今の円というものは日本の経済にとつては非常に厳しいものであると考へておりますことに変わり

はないわけでございます。そうだといたしますと、このたび約束いたしましたことは固定を約束したわけではございません。この際における安定を約束しておるわけでございますから、いわば各国のファンダメンタルズの間に変化が起つて、そしてそれが市場に反映されるということは、これは基本的な物の考え方としてそうあるべきことでございます。

一つ申しますならば、ああいう政策努力を我が国がやつていく、あるいは政策努力をアメリカがやつていく、殊にアメリカの場合に、プラザ以来もう一年半に近いわけでございますから、これがアメリカの貿易収支に全く反映しないということであれば、それはむしろ普通のことではない。やはりそれはアメリカの貿易収支に少しづつでも時間がかかつてもいい影響を与えていくと考へることが私は自然であると思ひつてつけまして、それはアメリカ経済のファンダメンタルズをそれだけよくするはずである、その限りにおいて円・ドルの関係は今おつしやいましたような方向に動いていくはずである、ただしそれは、我々が人為的にやすること、人為的という意味は相場に直接関係、干渉してやることではございせん、ファンダメンタルズが自然にそうなつて、それが市場にあらわれていくと、こういうふうな考へて私は昨年以來行動いたしておるわけでございます。

○和田教養君 共同声明では、各国別の政策目標というものが掲げられております。例えば我が国の場合、内需拡大とか対外黒字の削減に寄与する財政金融政策、あるいはまた税制改革というふうなことも入つておるわけでございますけれども、これらは明確な国際協約というふうな考へていいのでございせんか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 各国が政策目標についてのおおのいば努力を表明しているわけでございますので、そのことについて各国間にこれらの政策をとる、そういう努力の約束をしたと、こういうふうな考へております。

○和田教養君 どうもちょっと歯切れが悪いんで

すが、要するに国際公約だというふうに理解をいたします。

そうだといたしますと、この公約を果したために、まず財政政策による内需拡大という非常に大きな課題に政府は取り組まなければならないというふうに思います。既に自民党の中にも幹部の間にそういう意見が相当出てきておりますし、もしこれを国際公約というふうに重大視しないでやっているとすると、口先だけで何かごまかしていくというふうなことであれば、それによって内需の拡大の効果が上がらないというふうなことになるのかえって外国の反発を買って、またドル安圧力というふうなものがかかってくる可能性があると思ふんです。

大蔵大臣自身が六十三年度予算編成ではマイナスイメージはちょっと難しいというふうな趣旨のことを述べられておられるわけですが、その点がどうかということと同時に、そういう積極財政政策への転換ということと考えるとすれば、六十五年度赤字国債依存体質からの脱出という今の財政再建目標というのは、相当繰り延べるといふことに当然ならざるを得ないと思ふわけでございますけれども、その辺のところについて大蔵大臣は基本的にどうお考えか、お答え願いたいと思ふます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 六十三年度予算の編成につきまして私は一言も申したことがないのでございまして。ただいまは六十二年度予算案を何とか早く成立をさせていただきたいということをお願いしておるところでございます。六十三年度のことにいまだに思ひが及ばないのでございましてけれども、どう考えましても、六十二年度予算の編成の跡をたどりましても、六十三年度になつて財政事情が急になるといふふうには考えられません。依然として財政再建の苦しい道を歩まなければならないことは明らかでございます。

過去、今年まで五年間一般歳出というものをゼロに抑えてまいりました。このことはやはり大変

な努力でありましたし、その結果としていろいろな制度もかなり改めることもできた。また、何とかして国債依存率も下げようという努力も続けられてまいりました。その必要性が六十三年度になつて急になつたというふうには到底思えないのであります。他方で、しかし内需の充実であるとか、社会資本の充実であるとかいうことがいけば対内的にも国際的にも求められておる我が国でございます。

したがって、六十三年度の予算のことをまだ考へておりませんが、そのような一般歳出を非常に抑えるという努力を放棄していいという理由はありませんので、そうしながら、その中で特にいけば優先度の高いたたいまのようなニーズにどうやって財政が対応していくかということ、そういうことについての大きな合意と枠組みというのをどうやってつくればいいのかという問題に私は尽きと思つておりまして、そのために、時期が参りましたら、衆知を集めてひとつ考へてみなければならぬ、今のところはその程度に思つておるわけでございます。

○和田教義君 この問題、今の時点でいろいろ追及してもそういうお答えが返ってくることになると思ひます。

もう一つ、この共同声明で野党の立場から見ても全然納得できないところがございます。それは日本国政府の問題に触れたところで、「今国会に提出した税制全般にわたる抜本的見直しは、日本経済の活力の維持・増進に資するものである」といふふうに断定的に書いてあるということですね。我々は、税制改革の中でも特に売上税の導入ということは事実上の中低所得者層の増税を意味する、消費を冷やして内需拡大にむしろ逆行するものだという見解をとつておるわけでございます。恐らくこういう表現を使うということは、所得税と法人税の減税の点ばかりをとかく宣伝をして、こういう表現を入れさせたいのだらうと思ふんです。いろんな論評も出ておりますけれども、こういう国際公約をやつた場合に、そういう消費の拡

大とか内需拡大に逆行するような売上税は撤廃する必要性が一段と高まつてきたんではないか、むしろこういうふうな見方がかなりあるわけですね。まあ見解が違ふと思ひますが、念のために答弁をお願いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点につきましては、「今国会に提出した税制全般にわたる抜本的見直しは」と書いてございまして、私どもは減税分だけを評価してこう申そうとしたわけではございませんで、売上税を含めました税制改革全部の総合的な効果をこのように考へておる、まずそういう意味でございます。

で、確かに売上税だけを切り離して考へますならば、それは消費奨励的だといふふうにはもとより申せないことであらうと思ひます。その程度は軽微であるにしても、むしろ消費についてそれはマイナスの影響がありやすいと考へるのが本当であらうと思ひます。ただそれは、くどくなりましてから簡単に申し上げますが、やはり今の所得税あるいは法人税、これが労働意欲、企業意欲をそぐまに高くなつておる。それを下げるということややはりこの際我が国の経済成長を高め、経済活動、消費活動を高める効果とその財源として考へられる売上税の効果を差し引きまして、なお日本経済の活力の維持・増進にプラスである、殊に所得税の減税によりまして可処分所得がふえるという部分を考へてみますと、これは売上税がもたらす効果を打ち消してさらにプラスに働くといふふうに私どもは考へておりますので、このような表現をいたしておるわけでございます。

○和田教義君 日銀の青木理事に二、三お尋ねたいしたいんですけれども、今回の第五次公定歩合の引き下げに関連してでございます。

澄田総裁が今度の利下げの決定後の記者会見で、金融政策としては限界ぎりぎりに近い厳しい決定であつたといふことをおっしゃつておるわけですね。そして今後は財政の出番だといふことを盛んに強調をされておつたと思ひますけれども、私も全くそういう印象を持ちます。

そこで、こういう超低金利ですね、こういうところはもうぎりぎりのものだというふうに私も思ふし、これ以上の利下げは非常に困難だ、これが最後だといふふうに理解をしていいの。それとも、国際的な要するにいろいろな配慮を優先して、無理は承知でさらに利下げの可能性があるのか、その辺はどうでしょうか。

○参考人(青木昭君) 日本銀行、昨年四回公定歩合を下げてましたし、つい先日五回目の公定歩合引き下げといふことをやりました。それ自体、内需の拡大、為替相場の安定に相当の寄与をしてきたものといふふうに思つておりますけれども、そうした金融緩和あるいは低金利という環境の中で、最近では、土地が上がる、あるいは株式なども上がる、既存資産の取引の活発化、あるいは価格の上昇といったようなことが見られるような状況になつてきておるわけでございます。まだ――まだと申しますか、一般の物価は引き続いて安定をしております。もちろんこれが今回の引き下げを決断した大きな前提になつておるわけでございますけれども、今申し上げましたような土地の値段などの動きについては十分注意してウォッチをすべきところに来ておるんだといふふうに思ふわけでございます。

総裁が金融政策は限界に近いといふふうに述べましたのは、こういったことを踏まえてのことでございます。もちろん金融政策はそのときどきの情勢を総合的に判断して考へるべきものでございまして、絶対にというふうなことを申し上げるべきではないと思ひますけれども、さらに今後追加的な措置をとることについてはよほど慎重にならざるを得ない、こういうふうな考へておるわけでございます。

このG7合意では、「内需の拡大を図り、それにより対外黒字の縮小に寄与するような財政金融政策を続ける」といふことでございましてけれども、これからの金融政策としまして、したがって内需の拡大、対外黒字の縮小に寄与するように、現在の金融緩和の情勢を物価の安定が確保

されます限り続けてまいる。大変金融が緩んでおりますし、金利も低くなっておりますので、金融面に関する限り、当面、現在の緩和の状況を続けるということ、こういうG7合意の要請にこたえ得るというふうに考えておる次第でございます。

○和田教義君 それでは時間もなくなつてまいりましたから、議題になっております資金運用部資金法の一部改正案について若干お尋ねいたします。

先ほども大蔵大臣から説明ございましたけれども、改正案のポイントの一つは、これまで法定制になっていた資金運用部預託金の預託利率を政令に任せるということでございます。

法定制というのは資金運用部ができたときに決まったわけで、その当時はそれなりの十分な理由があったんだと私は思うんですね。それがなぜ今度は法定制をやめて政令に任せるということになつてきたのか、その点をまずお尋ねしたいんです。

一般論としては、最近、法律で決めておることをどんどん政令に任せるというのが一種の政府の流行になつておりまして、我々は非常にそれに対しては慎重にならざるを得ないわけでございまして、もしそれを政令に任せるという積極的な理由がなければ、我々は慎重にならざるを得ないと思うんですが、その辺も踏まえて一体どういうふうに考えておられるか、お答え願いたいと思います。

○政府委員(窪田弘君) この資金運用部資金の前身は預金部資金でございますが、そのころは大蔵大臣が決めるという建前でございます。昭和二十六年に資金運用部資金法ができたときに五年以上のもの年五・五％というところまでの法定がございまして、三十六年度の改正で「約定期間七年以上のもの年六％というのと短いのとつけ加わつたわけでございます。

一つには、やはり昭和三十六年の改正まで完全な法定固定金利が続いておりました。つまりこの

間は、長期金利というものは政策的、固定的に設定するものだという考え方が背景にあったことによるものでございまして、最近のような金利の自由化が進んでまいりまして金利が変動してまいるという場合に、やはりこの法定制ということでは時代の要請に追従できないということ、政令に譲つていただきたいというお願いを申し上げておるわけでございます。時間の関係もございまして、非常に簡潔に申しますとそういうことかと存じます。

○和田教義君 確かに、現状がいわゆる逆転現象というのが起つておる。政府貸出金利は、今までは民間のいわゆる長期プライムレートに連動するという形であつたのが、それがどんどん下がつてきたところ、ところが預託金利の方は法定しているからそれよりも高いものになつてしまつた、動きがつかないから早急に変えたいと、こういうことだと思ふんですが、要するにそのねじれといひますか、この逆転現象を直すことはどうしても必要だと私も思うわけですね。しかし、一挙にそれを法定制から政令に任せるということに切りかえる積極的な理由がもう一つ納得できない。

というのは、例えば約定期間七年物というようにものが個別に書いてございまして、それについて今は年六分という決め方ですね、それをある程度の幅を持ったものに決めるといふ、そういうふうな行き方はできないものかどうか。今の金融情勢が非常に変動が激しくて、その利子についてもそういうことではやっぱりおくれおくれになつてやうからそれはだめなんだということなのか、その辺をもう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(窪田弘君) 御指摘のように、法律に金利の一定幅を規定してその範囲で動かすというふうな考え方も確かにあり得るわけでございますが、その場合に、この金利自由化の情勢下で適切な上下限を設定することが大変困難だと思ひます。例えば下限も相当低い水準に設定せざるを得ないわけですが、そういたしますと、例えば預託

者に、そんなところまで低下するのとかということ、恐らく御了承は得られないのではないかと思ひますし、とにかく最近の金利の変動は私どもの予想を超えたところがございまして、やはりこの上下限の設定は難しいのではないかと。

しかし、野放しに何の原則もなくただ政令にゆだねていただきたいというお願いをするのもいかにかと存じまして、この四条の改正案では、市場金利の考慮と預託者側の事情という二つの考え方の原則を書きまして政令にゆだねさせていただきます。

○和田教義君 先ほど丸谷委員との間で、政令になつた場合の預託金利の決め方について、何を基準にするんだということについて一応御答弁がございました。国債の金利、その他市場金利というだけども、まず国債の新規発行の表面金利を第一の基準とするという御答弁でございまして、たけれども、しかし法律案にはそれ以外のことがいろいろ書いてあるわけですね。結局そういうものを全部総合してということになると、話がぼけちゃうということでは丸谷さんからも御指摘があつたわけでございます。

私はその点は繰り返しませんけれども、一体、それじゃどれくらい幅で、どの程度のものにするおつもりなのか。例えば、具体的に申しますと、国債表面金利を大体基準とするということのようですけれども、それに非常に近いものにするつもりなのか、大体長期プライムレートと国債表面金利との間ぐらいに適当なときに決めるというお考えなのか、その辺はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(窪田弘君) これはまさにこれから政令を決める段階で、各省と御相談をしなければならぬ話でございます。この法律を御議決いただいたら早速その作業に取りかかりたいと思つております。

現在具体的にこういう水準になるということはまだ申し上げる段階ではございませんが、ともかく国債の表面利率、これが話し合いの出発点にな

り、その上で各省とどういふふうな話し合いの結果になるか、これはできるだけ急いで決めなければならぬと思つております。

○和田教義君 それから次に、今も最近の金利は非常に変動が大きいから法定しておつてはとでもついでにいけないという御答弁もございましたけれども、そういうふうな金利を新しく政令によつて決めるということになつた場合に、一体どの程度の期間を想定されておるのか。変動といへば毎日変動しているわけですね。一カ月ぐらゐと考えるのか、一年ぐらゐと考えるのか、その辺は一体どう考えているのか。

というのは、なぜそういうことを聞くかということ、余りに変更の頻度が激しくなるといふことになりまして、預託金には公的年金の積立金といふふうなものもあるわけで、年金の積立金の性格から見て余りに激しい変動ということになると、年金財政の運営にも支障が起つてくるという問題も起つてくるんじゃないかと思はれるので、その点をお聞きしたいわけでございまして。

○政府委員(窪田弘君) 資金運用部資金が前記にしている預託金の九七％は七年以上でございまして、お貸ししているお金の平均の運用期間は十九年、もう二十年に近い、つまり長期の運用でございまして、そこで、やはり長期金利の大きな変動に合わせてこれは直していくべきものと思つておりますが、どのぐらゐの頻度で変えていくかということもこれも関係各省との御相談でございまして、今まだそのルールを決めるに至つておりませんが、毎月変えるというふうなものではなからうと思つております。

なお、ちよつと申し添えさせていただきますが、先ほど七年以上六分ができたのが三十六年と申しましたが、三十年の間違ひでございまして、訂正させていただきます。

○和田教義君 もう時間がなくなりましたので最後に質問いたしますけれども、さっきの運用範囲に外国債を追加するということについて、それの自己限定の際に十分の一というものがつてであると

いうことでございますけれども、さっきの九谷さんの質問とはちょっと観点が違いますけれども、今の様な状況のもとで我が国の長期資本流通を一層推し進めるといふことにならないかどうかという問題ですね。政府資金みずから国内投資を避けて海外運用するといふふうなことは、現在余り歓迎すべきことではないんじゃないかというふうな感じがするわけで、そういう意味では国内優先でいくべきだと思ふんですけれども、その点についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(窪田弘君) 実はかねがね我が国の公的資金は外国からも関心を持たれておりまして、国際機関の債券を引き受けてくれないうかとかいふような内々のサウンドがありましたので、今回それにおこたえできるようなお願いをしているわけでございますが、確かに御指摘のような問題点もございまして、これはやはり国際協力という観点から慎重に進めていきたいと思います。

○近藤忠孝君 この法案に即して若干の質問をいたします。

従来、法律でこの資金運用部資金の預託金利の下限が法定されていたその立法趣旨ですが、これは要するに、零細な貯金者への配慮という、こういう点があったと思ひますが、どうですか。

○政府委員(窪田弘君) そういう点もあつたかと思ひますが、やはりその前提には、長期金利というものが固定的で余り動かないという背景のもとにこういう法定をしていたものと考えております。

○近藤忠孝君 それは背景であつて、目的はやっぱり零細な預金者保護、それは間違いないわけですね。

○政府委員(窪田弘君) 貯金と年金とは若干違ふと思ひますが、貯金の場合、やはりその貯金金利が支払えるような預託金利をつけるということでありまして、年金の場合は、その年金の計算が成り立つようにということであらうと思ひます。

○近藤忠孝君 今度預託金利の引き下げということに当然なつていきますが、これは郵便貯金の金

利の一層の引き下げ、それから簡易保険の保険料の引き上げにつながるんじゃないかと思ひますが、どうでしょうか。

○説明員(内海善雄君) 簡易保険は現在三十兆余りの資金を持っております、その資金の運用につきましても三分の一ぐらいが財政機関、三分の一ぐらいが地方公共団体、あと三分の一ぐらいが市場運用ということになっております。

それで、先生御指摘のとおりでございますが、大変金利が下がっておりますので、私ども運用に苦勞をしております。簡易保険は加入者に対してある程度の予定利率というものを付くつて、それに基つたような、その予定利率というのを確保すべく運用しなければならぬということになっております。このような超低金利時代には大変運用が難しいわけですが、過去の高金利時代の運用先から入ってくる収入等を合わせますと、現時点では利率の改定を今すぐやらなきゃいけないという、そういう状況にはございません。

○政府委員(窪田弘君) 預託金利をやはり市場の長期金利の実勢に合わせるということが目的でございます。まして、郵貯の金利の引き下げとか、簡保の保険料引き上げを目的としたものではございませうが、その両者もそれぞれやはりこの自由化時代に適応した運営をとっていかれるものと思ひます。

○近藤忠孝君 そういう目的とはしなくても結果的に下がることは、これは間違いないわけなんですね。

そうしますと、元来郵便貯金、特に定額貯金が伸びてきた理由というのはやっぱり有利な金融商品であつたんだと思ふんですね。ということは、やはり実質賃金が停滞しているために国民が貯金の実質利回りを重視した結果であると思ふんですね。ところが、これが下がっていきますと、そういうまさしく零細な貯金者に対する打撃になりはしないか、これが第一点。それと同時に、こういう貯金が集まらなくなる可能性があるんじゃないかと思ふんですが、その点どうですか。

○政府委員(窪田弘君) これは郵政省からお答えをいただいた方がいい問題かと思ひますが、やはり郵便貯金としてもこの金融自由化時代に適応できるようにする今後工夫をされようというお考えのようでございます。したがいましめて、やはり金利の実勢に沿つた形での郵便貯金の金利設定ということになるんだらうと思ひます。

○説明員(内海善雄君) 私、簡易保険局の者でございます。いまして貯金局の者ではございせんが、一般論といたしまして、こういう金融自由化の時代に郵貯の金利につきましても市場金利にかけ離れたようなサービスを提供するというわけにはいかないうふうにお考えをしております。

○近藤忠孝君 次に、国債の利率との関係が議論されておりますが、その関係で大蔵大臣に資金運用部資金で国債を引き受けることについての問題点をお聞きしたいんです。あるいは質問通告していただけたらと思ひますが、当然お答えできる問題だと思ふんです。

私は、基本的には国債引き受け自体を資金運用部資金でやること自身が問題だと思ふんです。というのは、どちらが大蔵大臣が、自分の預かつている部分、あるいは自分が借りる部分を自分でやるんですからね。大蔵大臣、自分ですね、そうでしょう。となりますと、これはやはりこの歯どめと申しますか、そういう点の国債依存体質を助長する可能性が基本的にあると思ふんです。これが第一点、基本的問題ですね。

と同時に、もう一つ大事なことは、国債引き受けの中にはやはり当然赤字国債が含まれております。そうしますと、この資金運用部資金というのは、元来それを運用して一定の収益を生ずるというべき資金ですよ。ところが、赤字国債にそれが結局使われるとなると、これは大局的に見ましてやはり大分問題があるんじゃないかと思ふんです。

今言つた二点について、基本的考えをお聞きしたいと思ふんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 資金運用部で国債を引

き受けますときには国債の発行条件というのは、これはもう御承知のような形で市中との間で決まつていくわけでございますから、特殊な発行条件で資金運用部が引き受けるわけではございません。

それから、後段の問題について言えば、これは赤字国債であらうと建設国債であらうと、資産として引き受ける立場から言えば金融資産でございますから、それが安全であり有利であればそれをもつて足りるかと思ひます。

○近藤忠孝君 それは要するに、まさしく経済の数字で見た場合ですね。しかし、大蔵大臣としてもっと大局的に見た場合に問題があらはれないか。そういう点で大臣、矛盾を感じたことはありませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは私はございせん。

○近藤忠孝君 私はそういうことまでやっぱり踏み込んで考えるべきだと思ひますが、次に移ります。

今度は逆に申しますと、資金運用部資金が引き受けた国債は当然一般会計の国債費によつて償還される、要するにいわゆる財投の一般会計化現象というものが起る、これはもう御存じだと思います。

となりますと、やはりこれは財政民主主義という面から見まして問題ですね。ともかく一般会計も財投もごちゃごちゃになつて、どこまでが一般会計でやるべきもの、どこまでが財投でやるべきものかごちゃごちゃになつてしまつてゐる。そういう点での疑問なり問題はお感じにならないですか。

○政府委員(窪田弘君) 毎年国債を資金運用部で引き受けます場合に、財投機関への運用、それから地方への運用、国債の引き受けというもののバランスをよく考えまして引受額を決めるわけでございます。臨調の答申にもございまして、この資金運用部の資金は国民の貯蓄性のお金であるから、余裕があれば国債の引き受けを拡大した方

がいいというふうな答申もいたしておりますので、ごちやごちやになるという趣旨がちょっと理解できませんが、一般会計は一般会計で御承知のように国債削減に努力をしているわけでございまして、私の方は運用先として適切なものというところで考えております。

○近藤忠孝君 私が指摘したかったのは、要するに、今利回りからいって有利な金融商品という面だけ見ればまさにそのとおりなんです、そういう面だけではないで、やはり国の財政の本当の実態を見て対処すべきではないかということをお願いしたわけでありまして、

次に、簡易生命保険資金の運用について伺いますが、まず、この簡保資金の運用の実態について伺います。特に、既に外国債の購入などもやっておりますが、その実態、その中身ですね。

○説明員(内海善雄君) 先ほど申し上げましたように、三分の一を財投機関への融資、それから三分の一を地方公共団体、それから三分の一を市場運用というふうな形で大体行っておりますが、特に外国債につきましては、昭和六十一年末現在におきまして、残高として外貨建て外国債が約八千億、それから円貨建て外国債が二千億というふうなところを運用しております。

○近藤忠孝君 私の手元へ来ている資料ですと、外国債一兆四千六百四十九億、構成比で四・七%ですね。この中身は、これはどんな外債を買っているんですか、アメリカの国債なんか入っていますか。

○説明員(内海善雄君) 今先生のお持ちの数字はもっと新しい数字ではないかと思いますが、運用先としては、簡保の場合、現在、簡保・年金資金の運用に関する法律がございまして、外国政府、地方公共団体あるいは国際機関というふうなところに運用ができることになっておりまして、大半は米、それからカナダ、今申し上げましたのは米ドルという意味でございまして、米ドル、カナダドルあるいはマルク、ポンドというふうなところへ運用しております。

今のは通貨ベースでございしますが、運用先というところで申し上げますと、カントリーリスクの少ないといえますが非常に安全なところの国々の、今申し上げましたような政府とか、機関とかいうようなところに運用しているわけでござい

○近藤忠孝君 今の答弁からアメリカの国債なども含まれるようにお聞きしますが、それで今度のこの法改正、先ほど議論がありましたけれども予定されていまして、社債及び外国債の保有制限の緩和で今までの百分の十を百分の二十に拡大する、それからさらに運用対象の範囲として金銭信託などもふえていますね、大体そのとおりですね。

○説明員(内海善雄君) おっしゃるとおりでございまして、今大変金利が下がっておりますので、簡易保険あるいは郵便年金の加入者の利益を守るためには高利回りの運用をやらなきゃいけないというところで大変苦労しておるわけですが、外国の金利が国内の金利よりも非常に高いところがございまして、そういうところへ運用しますと、為替リスクというところはございしますが、その為替リスクを考慮しましても、国内よりも有利な運用ができるという場合がございまして、そういうところを活用しまして有利運用を図ろう、そういうことを考えますと、先ほど申し上げました外国債の場合に、政府の発行する国債のようなものよりは企業が発行する外債の事業債の方が利回りが高うございまして、そういうところへも運用ができるようにしなければならぬというふうなところで今度法律改正等をお願い申し上げているところでござい

○近藤忠孝君 大蔵省に質問しますが、大体この簡保資金の後追いを資金運用部がやっている形ですね。今の外債も――首振ったってそうじゃないですか、外債だって、そうですね。私、一度これをやってみますと、今度、さっき十分の一の話があったけれども、簡保の方は既に十分の一から十分の二と倍になっておるし、それから民間資

金までもというぐあいに拡大しておるんですね。私は、恐らく資金運用部も、簡保の後を追って一たび始めたんだんそういう方向に向かっているんじゃないかと思うんですが、そういうことは絶対ありませんか。

○政府委員(窪田弘君) 資金運用部資金法の七条に資金運用部資金の運用先は非常に限定記されております。例えば、特殊法人でも民間の出資が入っているものには貸せないということが法律上はつきりしております。こういうものは時代に合わないの見直すべきではないかと、そういう御意見、御批判もあるわけですが、私どもとしては、開通を促すとか、政府保証を出していただくとか、現行法の範囲内で当面はやっていただきたいと思います。その辺は中長期的な今後の検討課題であると思っておりますが、どうしてもそういう点で対応できない外国に対する資金供与のようなものは今回お願いをいたしているわけでござい

○近藤忠孝君 国債のさっきの話もそうですけれども、有利な運用という形ですと、やはり今の簡保の関係で答弁あったようにだんだん広がっていくんです。恐らく外債などを資金運用部でやれば、やはり有利な方という形で簡保と同じような形で進んでいくんじゃないか。今の法律上の限定があるといいますが、そのときはその限定を取っ払うために改正案を出してくるかというところはあり得ると思うのです。だから、一たびそういう方向へ進んだらまさしくその方向へ進んでいくのがやっぱり一つの経済原理じゃないかと思うんですが、その点どうですか。

○政府委員(窪田弘君) 資金運用部資金法一条にありますように、確実、有利、そして公共的な目的に充てるというところでございまして、やはり時代のそういう要請が出たものに対応していくというふうなことで、今どういうふうになるかということをお断定的にお答えはいたしかねると思います。

○近藤忠孝君 じゃ、私が指摘したような問題はやっぱり生ずると思えますね。

それから次に、預託金利の自由化とともに、貯と年金資金の自主運用を認めることになったんですが、これは資金運用部資金の一体的運用という観点からいってどうなんですか。

○政府委員(窪田弘君) そういう観点がありますので私どもも今まで余り踏み切れなかったわけですが、片やいわゆる長期運用法という、長期運用はやはり全体まとめてレビューし得るような形で国会にお諮りする。そういう原則もございまして、今回関係省と協議をいたしましたのは、一たん資金運用部に預託をしていただいて、その上でいわゆる自主運用に充てる分と財投に充てる分との配分を十分検討していただいて、その自主運用に充てる分をそれぞれのその衝に当たる機関に貸してやっていただくという、統合管理の建前はやはり継続をさせていただくという考え方をとっております。

○近藤忠孝君 次に、資金運用審議会の点ですが、今後は今以上に重要になってくると思えます。この点も先ほど来議論があったように、拠出者の代表的な者を入れるということもこれは賛成です。ですから私は、後で出てくる附帯決議でもその部分がありますが、これには賛成ですが、ちょっとほかの部分には賛成できないので、残念ながら附帯決議には賛成できません。

もう一つの問題は、審議内容が非公開で何が審議されているか国民にはわからないんですね。だから、拠出者の代表を入れると同時に、やっぱり運営の民主化と審議内容を公開すべきだと思えますが、これ大臣どうでしょう。

○政府委員(窪田弘君) 審議会の委員は学識経験者をもって充てる、こうなっておりますので、やはり特定の立場の代表に参加していただくという点には問題があらうかと思えます。

ただ、年金の場合は、その年金のお立場というのが非常に重要でございまして、資金運用審議会にしかるべき方に参加していただくほか、年金資金懇談会というものを設けてまして、そこで御意見を伺うようにいたしております。

また、議事の公開については、これは各審議会共通のところでございますが、やはり自由にいろいろ意見をおっしゃっていただくという観点から、これは公開は適当でないものと思っております。

○近藤忠孝君 この外債への運用の問題についてまた別な角度からお伺いしますが、私は、先ほど申したとおり、利回りさえよければ何でもよいというものではないと思ふんですね。その関係で一体何を買おうと思ふのか、その点どうですか。

○政府委員(窪田弘君) 今のところ具体的にこれに運用するというのをここで申し上げられるぐらいは話はまだ進展しておりませんが、例えば世銀の債券等に運用するようなことになるのではないかと思っております。

○近藤忠孝君 これはさっきの簡保と同じように、アメリカの国債も当然含まれてくると思うんですね。その関係で、私はこういうことは問題だらうと思うのは、現に、日本の金が大量に外国の特に証券の購入に充てられていきますよね。

これはNHKの「経済大図の試練」というところでの指摘ですが、ジャパニーズマネーは一時のオイルマネーにも劣らない勢いで今世界じゅうを駆け回っている、それが不動産とか企業に投資されるのはわずか八割程度、海外に投資される日本の資金のほとんどが証券投資、とりわけアメリカの国債を八五年度だけで日本は四百億ドルも買い込んでおる、アメリカの財政赤字の五分の一に当たる巨大なものだということですね。アメリカのこの赤字の原因は軍拡ですから、結局、日本の資金がアメリカの軍拡を支えているんじゃないかと思ふんですね。そうなりまして、計算上、そして、それにさらに今度資金運用部資金の資金がどの程度かわからぬけれども加わりますと、まさにそれを促進しやしないかと思ふんですが、これひとつ大臣の立場からお答えいただきたいんですね。零細な資金までをアメリカの軍拡の財源に使うということはないことだと思ふんですね。

ね。大臣からひとつ、それは局長答弁できないから。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今近藤委員の言われた論理には私はにわかには賛成をいたしません。が、運用につきましては十分注意いたします。

○近藤忠孝君 注意はよろしいんですが、ただ事実上、今言ったことになっていないんじゃないのか。

と申しますのは、海外の証券を買うというのは一つの流れであります。しかし、私はこれを野放しにしていいものじゃないと思ふんですね。あるときにはチェックしないといふ場合も私はあると思ふんですね。そういう場合に、国が同じように買っておいたら、それは民間の資金でアメリカの国債を、さらに軍拡をもつと進んでそれをさらに倍率を多く、場合によっては半分ぐらいい買っちゃうことになったら、それはそれは国際的大問題だと思ふんですね。そんなことに対するむしろチェックをしない限りやらない立場の政府が資金運用部資金の投入という形でそれを買ったならばチェックできないんじゃないか、あるいは指導できないんじゃないか、こういうことをこれは自民党政府の立場に立って心配してあげていられるんです。どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど、まだ運用先を考えておりませんけれども、例えば世銀債というようになことを申し上げました。そういうあたりがきつといいところではないかと思ふんですが、ことより、余り一國といふんですか、特定の國にということと、今おっしゃいましたようなこと、私はその論理そのものに賛成を申し上げておるわけではございませんけれども、そういう批判を受けることはございませぬし、よく運用には注意いたします。

○近藤忠孝君 そうすると、アメリカの国債などは金利が高くて買わないということですか、避けるということとは。

○政府委員(窪田弘君) 将来ずっと買わないかどうかはちょっとあれでございしますが、今のところ

そういうことを具体的に考えているわけではございません。

○近藤忠孝君 もし買えば、私はそのときにはさうでかい声で今言ったことをやっぱり言わざるを得ないということをここで指摘をしておきたいと思ふんですね。

ちょっと話が外れますが、この間の大蔵の演説です。本会議の演説を聞きまして、大臣所信に對してはまた別の機会に質問を申し上げますが、私、奇異に思いましたのは、総理大臣から大蔵大臣から、それから経企庁長官から、全部ずっと聞いておいたけれども、経済の空洞化という言葉が一言もだれからも出てないんですね。中曽根さんが言われたのは、売上税さえ言わない方だからこれはもう仕方ない、そうかもしれないけれども、官澤さんなりあるいは経企庁長官が言ってもしかるべきだと思ふんですね。まさしく今日本経済の空洞化というのは急速に進んでおるし、その被害がもうどんどん出ておるし、大変な事態ですね。

なぜそれについて触れることをしなかつたのか。私はその理由がやっぱりあると思ふんですね。要するに触れられない。これは事実を直視してないではないんだと思ふんですが、触れられない理由としては、これは六十二年十二月一日経済審議会経済構造調整特別部会の中間報告です。それに「現状を『産業の空洞化』ととらえて、産業構造調整をおくらせるべきではなく、積極的な対応を図っていく』要するに現在の空洞化を是認し、むしろ促進していくというのが政府の立場であるので、空洞化などという言葉は禁句になつていんじゃないかと私は思ふんですが、その点どうでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは余り一般化して私は私は言えないと思ふんですね。つまり我が国から周辺の新興工業国と申しますか、そういうところへなるべくなら渡していく方がお互いのためにいい種類の二次産業もございまして、それからそうでなくて、急速な円高のためにもうやむを得ずというようなケースもございまして、い

ろいろ私はあると思ふんですね。

前者でございまして、ゆっくり時間をかけてそういう移動が行われることは好ましいと思ふんですが、後者はやはりなかなか問題があると思ふので、一概にそれが好ましいこと、好ましくないことだといふことは私は言えない。どちらかと申しますと、非常な急激な円高ではございまして、余り経営者が急いでこれはもう日本を脱出しなればならぬ、場合によってはアメリカへまでというふうな、そのところはやはり政府としては十分注意をしなければならぬ点ではないかと思っております。

○近藤忠孝君 終わります。

○栗林卓司君 この資金運用部資金法の一部を改正する法律案が成立をしますと、速やかに預託金利の見直しが行われるものとまず期待をいたしたいと思ふ。恐らく預託金利というのは国債の表面金利、現在は五割であります。それに著しく接近した内容ではあるまいかと思ふ。これは先ほど私聞いたんですが、三月の十六日は確定申告の締め切りでありまして、その納税に今中小企業は追われていられるのであります。ところが、政府関係機関は基準金利がまだ変わっていないものでありますから、貸し出しに非常に苦労している。そこで担保を設定しようとしても、なかなか登記所が混んでいるのであります。もう三月第一週、遅くも第一週には預託金利を改定し、あわせて基準金利の改定まで持っていくてくれないうと大変なんだというのを聞きまして、どちらにしても、法律が通つたからには早く見直してもらいたいというところに尽きるわけではあります。こういう実態を御存じだったんでございませうか。とにかく法案が成立したら、いかに可及的速やかに預託金利の見直しをいたしたるのか、お尋ねしておきたいと思ふ。

○政府委員(窪田弘君) 法案を議決いただきましたら、可及的速やかに金利の改定に取りかかりたいと思っております。

○栗林卓司君 今私は、預託金利は恐らく国債の

表面金利に著しく接近した内容になるのではあるまいかとしやべったんですが、果たしてそうかどうかは疑問なんです。

そこでお尋ねしたいのは、法案を見ますと、国債の表面金利、もしくは市場金利に合わせて預託している事業の健全な発展を考えながら預託金利を決めていくという内容になっておりますね。話を図式的に単純にしますと、国債の表面金利プラスアルファの預託金利にしていくんだということだろうと思うんですが、今度は外国債を含めて運用対象を広げられましたが、この国債の表面金利に対してどの程度のプラスアルファが積めると目算を立てておいでになるんだろう。それはもうとてもじゃないけれども、低金利時代にそんなこと言っても無理だとなりますと、それは、まあ金利自由化時代ですから、国債の表面金利は、国債の金利そのものが市場の実勢追随でありますから、それでいくしかないんだというところは一つのお答えなんですが、そうなりますと、では一体、預託している事業の運用をどうするか。これはそれぞれの判断と危険負担においてやっていただくのが一番いいのかもしれないですね。

したがって、これまでは統合管理という格好でまとめておりましたけれども、これからもうそういうことをやっていくんだらうか。自主運用でいけるんだらうか。また、外国債といえども、なるほど利回りが結果として高い場合もありますけれども、やはり、ハイリターン、ハイリスクであります。ハイリスクの部分はどうやって排除していったらいいんだと。さしあたって、外国債にまで運用対象を広げられる御予定の法案改正であります。では、このリスクの排除をどうやってしておいでのなるおつもりなのか、あわせてお伺いしたいと思っております。

○政府委員(窪田弘君) リスクの排除は、国が直接ハイリスクのものに運用するのはいかがかと思ひまして、年金福祉事業団でありますとか簡保事業団をワンクッションとして入れていただくよう

に仕組んでおります。

今の御指摘の中でありましたように、中小企業等の現状を考えますとできるだけ早く、できるだけ大幅に引き下げる、またそういう要請が強いわけでございますが、片や預託者側から申しますと、いろいろまた違った意見もございます。そこで、何と申しまして、国債の表面金利を話し合いの出発点としてまいりたいと思っております。また一面、公定歩合が史上最低の二・五というところに急速に下がってまいるといふ激変緩和的な問題もございまして、まあその辺考え合わせでどうなるかということでございますが、御指摘の今度は借りる方の立場も私も十分頭に入れないかならぬと思っております。

○委員長(井上裕君) 栗林君、いいですか。

○栗林卓司君 はい結構です。

○委員長(井上裕君) 他に御発言もなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上裕君) 御異議ないものと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○近藤忠孝君 私は日本共産党を代表して、ただいま審議されております資金運用部資金法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

第一に、資金運用部資金は、第二の予算といわれる財政投融資計画の原資の大宗を占め、今日その残高百七十兆円にも及ぶ、巨大な国の銀行であります。資金運用部資金は法の定めるところにより、郵便貯金や国民年金、厚生年金の積立金その他の貴重な資産を預かり、これを統合管理し、確実かつ有利な方法でこれを配分し、もって公共の利益の増進に寄与することが求められているのであります。

さて預託金利は、この資金運用部が資金を預かる際の金利であり、いわば郵便貯金金利と政府系

金融機関の貸出金利を結ぶ重要な政策金利であります。一方において金融の自由化、国際化のもとで、貯金の目減りを防ぎ、高い水準の金利を維持しなければならず、また年金資産の運用利回りをできる限り高めなければならないという要請があり、他方において、政府系金融機関の貸出金利を政策的に引き下げなければならないという要請もあり、預託金利はそれらの諸要請を勘案し、広く国民経済全体の観点から決定されなければならないのであります。この点から言って、法定制を廃し政令に委任することによって、預託金利を市場の自由金利に連動させ、行政当局が勝手に決めるという今回の改正案には、賛成できないのであります。

政府系金融機関の金利の引き下げは、一般会計から補給金を支出することにより、預託金利の引き下げなしにも可能であります。さらに抜本的には、我が党が主張するように産業投資特別会計を全面的に改組し、これを国民生活特別会計に改め、これまでの輪・開銀への出資を引き揚げるなどの財源措置をとり、これを住宅、中小企業など国民生活に真に必要な分野に配分するならば、それらの分野の貸出金利は十分引き下げることが可能なのであります。

本法案の第二の問題は、資金運用部の運用先として新たに外国政府や国際機関、それに外国の特殊法人を加えたこととあります。資金運用部資金法第一条には同法の目的として、資金を統合管理し、それを確実、有利な方法で運用し、公共の利益の増進に寄与すべきことがうたわれております。国内においても住宅その他生活基盤など緊急に必要な分野に充分な資金が不足している今日、外国の政府や法人への運用がどうして必要なのか、公共目的にも反するものと言わざるを得ないのであります。政府は経済協力の観点から必要と言っておりますが、専らアメリカの核軍拡を主要原因とする財政赤字の穴埋めに協力させられるだけであります。さらにドル暴落の可能性も否定できない今日、運用部資金の巨額の外債保有は、資

産の確実性の観点から見ても極めて問題があることを指摘せざるを得ないのであります。

以上が私が本法案に反対する理由であります。

○委員長(井上裕君) 他に御意見もなければ、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上裕君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。資金運用部資金法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(井上裕君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、赤桐操君から発言を求められておりますので、これを許します。赤桐操君。

○赤桐操君 私は、ただいま可決されました資金運用部資金法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一、本法律施行に伴う預託金利引下げに当たっては、現下における中小企業等の経営環境に配慮して、早急に措置すること。

一、郵便貯金の金融自由化への対応施策並びに国民年金・厚生年金積立金の財源の強化のための事業については、その充実に努めること。

一、預託金利の決定に係る資金運用審議会の運営に当たっては、郵便貯金の預金者及び年金掛金の拠出者の意見が反映されるよう配慮すること。

第一四〇号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都江東区亀戸七ノ六〇ノ四
西島保 外二万四千十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四一号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 名古屋市東区明倫町二ノ七 阿井
道也 外二万四千十名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四二号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 名古屋市東区矢田町九ノ四三 井
上新平 外二万四千十名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四三号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都豊島区巣鴨五ノ三五ノ一七
綿引裕子 外二万四千十名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四四号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 埼玉県川越市古市場七四五ノ六
山口栄子 外二万四千十名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四五号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 大阪府豊中市上野坂二ノ一二ノ四

ノ九五 関口克行 外二万四千十
名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四六号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区経堂一ノ三四ノ七
松原祐子 外二万四千十名

紹介議員 宮本 願治君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四七号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 千葉市稲毛海岸五ノ五 西島清治
外二万四千十名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四八号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税の導入反対に関する請願
請願者 東京都杉並区桃井四ノ二ノ三小川
ビル 小川久男 外二万四千十名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一五八号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 大分県日田市北友田二丁目 猪熊
誠 外九百九十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一五九号 昭和六十二年二月六日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 北九州市小倉南区曾根後田七、一

三八 泰あつ子 外二百三十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一六〇号 昭和六十二年二月六日受理
売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止反対に関する請願
請願者 大阪府藤井寺市惣社一ノ七ノ二二
塚口良雄 外八百七名

紹介議員 杏脱タケ子君
政府並びに自民党は売上税(大型間接税)の導入とマル優(少額貯蓄非課税制度)の廃止を決め、国会に提案しようとしている。しかし、この売上税は自民党が昨年の衆・参同日選挙で実施しないと公約した大型間接税そのものである。もし、これが実施されると円高不況などで長引く不況に拍車をかけ、営業も国民生活も深刻な打撃を受けることになる。については、次の事項について実現を図られた。

一、売上税(大型間接税)は絶対に導入しないこと。
二、マル優(少額貯蓄非課税制度)廃止は絶対やめること。

第二六一号 昭和六十二年二月六日受理
売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 新潟県北蒲原郡中条町西栄町三ノ
三三 丸山孝博 外三千六百四十
四名

紹介議員 志苦 裕君
一、中曽根首相・自民党が衆・参同時選挙で公約したことに違反し、また、国会の一般消費税に
よらない財政再建との決議にも反する売上税
(大型間接税)は絶対導入しないこと。
二、国民にはささやかな預貯金の利子に税金を
かけることになり、高額所得者には二十パーセン

トの一律分離課税(現行三十五パーセント)で更
に減税となるマル優(少額貯蓄非課税制度)廃止
はやめること。
三、最高税率の引下げによる大金持ち中心の減税
や、大企業に減税となる法人税率の引下げをや
めるとともに、年所得三百万円(四人世帯)まで
所得税・住民税がかららないよう課税最低限の
引上げによる大幅減税を実施すること。また、
大企業・大資産家に対する特権的な減免税を是
正すること。
四、青色申告の事業主報酬、専従者給与への制限
などの課税強化はやめるとともに、配偶者特別
控除を専業主婦に限ることなくすべての配偶者
に認めること。また、中小業者とその家族の働
き分である自家労賃を認めること。
五、税金は軍事費や大企業向けの補助金などに使
うのではなく、国民の暮らしと福祉、中小企業
対策などのために使うこと。

第一六二号 昭和六十二年二月六日受理
売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 神奈川県横浜市上土棚四、三〇〇
沼尻昌子 外五百九十九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六三号 昭和六十二年二月六日受理
売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願
請願者 大阪府南河内郡美原町北余部一〇
一ノ一 山田喜三 外四百八十六
名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六四号 昭和六十二年二月七日受理
売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をや

め、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市善行一ノ二五ノ一

伊藤五郎 外四百九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六五号 昭和六十二年二月七日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 大分県日田市田島二ノ二二〇

足立裕美 外百九十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一六六号 昭和六十二年二月七日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 大分県日田市新地一組 塩月秀明

外百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一七五号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市鶴沼松が岡二ノ一

五ノ二二 鈴木裕 外百六十一名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七六号 昭和六十二年二月九日受理

子ども・青少年及び国民の健康を守るためのたばこの広告・宣伝の制限等に関する請願

請願者 大阪府箕面市箕面八ノ一四ノ三五

たばこのない社会をめざす会・大阪内 角谷政子

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七七号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区七隈二ノ二〇三七

鶴田益隆 外五十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一七八号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市中央区長浜一ノ二ノ六ノ五

〇一 西平崇子 外二十五名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一七九号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡県甘木市甘木一、六七九ノ五

山下猛士 外二百四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八〇号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市中央区福浜一ノ一ノ九ノ四

〇二 吉田明美 外五十名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八一号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市招提大谷三ノ二三ノ

四 戸田弘之 外四十四名

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八二号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市中央区平尾三ノ二ノ三四

高瀬スミ子 外十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八三号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市堀溝一ノ一三ノ一

竹井治 外三十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八四号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡太良町多良七七一

池田勝一 外百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八五号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 大分県日田市大泊十組 伊東文人

外百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一八六号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入をやめ、国民本位の税制改革に

関する請願(三通)

請願者 栃木市入舟町二〇 野尻昌宏 外

千九百九十六名

紹介議員 上野 雄文君

一、すべての商品、サービスに税金をかけ、低所得者はど重く、中小業者に負担となる大型間接税はいかなる名目、形式を問わず導入しないこと。

二、大金持ち中心の減税でなく、所得税・住民税の課税最低限を年所得三百万円(四人世帯)まで引き上げること。

三、中小業者と家族専従者の働き分(自家労働)を認めること。

四、大企業・大資産家に対する特権的減免税をやめること。

五、税金は軍事費や大企業向けの補助金などに使うのではなく、暮らしと福祉、教育、中小企業対策など国民のために使うこと。

第一八七号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢四ノ一五ノ五

安川紘司 外百二十五名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八八号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町三ノ一五ノ二

一 菊池又吉 外百十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八九号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 大分県日田市大泊十組 伊東文人

外百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一九〇号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 大阪市住吉区上住吉一ノ七ノ四七

山田正一 外百十八名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九〇号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都大田区東六郷一ノ二三ノ六

高木実千代 外百十八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九一号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 大阪市平野区加美北九ノ三ノ一四

岩本操 外百十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九二号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都渋谷区宮ヶ谷一ノ三〇ノ一

○宮坂敦義 外百十八名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九三号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市緑区市ヶ尾町五一ノ一

佐々木綾子 外百十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九四号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都品川区二葉二ノ一〇ノ二

河合芳恵 外百十八名

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九五号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市大船一、八〇六ノ

一一一 岡田繁 外百十八名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九六号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市金沢区長浜七二ノ二三 今

井節子 外百十八名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九七号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 埼玉県川口市青木一ノ一五ノ五ノ

七〇三 菅谷協子 外百十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九八号 昭和六十二年二月九日受理

売上税（大型間接税）の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 大阪市住吉区万代六ノ一三ノ二一

上瀧博子 外千四百四十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一九九号 昭和六十二年二月九日受理

売上税（大型間接税）の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願（三通）

請願者 東京都中野区上高田五ノ四三ノ一

小島正雄 外千五百五十三名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二〇〇号 昭和六十二年二月九日受理

売上税（大型間接税）の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 大阪市住吉区住吉二ノ一七ノ三七

全国税務組合南大阪支部住吉分

会内 奥井一雄 外千三百三十八名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二〇一号 昭和六十二年二月九日受理

売上税（大型間接税）の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都中野区新井二ノ二四ノ一

相沢由男 外千三百三十八名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二〇二号 昭和六十二年二月九日受理

売上税（大型間接税）の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 大阪市住吉区遠里小野五ノ一二ノ

五 堀本勝彦 外千三百三十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二〇三号 昭和六十二年二月九日受理

売上税（大型間接税）の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 神奈川県厚木市飯山二、九七七ノ

一 池田孝幸 外五百四十六名

紹介議員 鶴山 篤君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二〇四号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市楠葉面取町一ノ六ノ

二四 畑瀬和久 外百九十一名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二〇五号 昭和六十二年二月九日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 広島県安芸郡音戸町三、七〇三ノ

一 牧本則幸 外千九百三十名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二〇四号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市中央区荒戸二ノ五ノ五ノ

一、二〇一 米倉チズ子 外七百

十名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二一五号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区鳥飼四ノ三ノ三三六

芝田道夫 外百三十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二一六号 昭和六十二年二月十日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福島県白河市八竜神二ノ一三

紹介議員 渡辺昇 外百三名
久保 亘君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二一七号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区荒江一ノ三三ノ一三
ノ一〇三 舛田憲二 外百二十三

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二一八号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市黄金野一ノ七ノ四

紹介議員 山川眞治 外三百九名
田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二一九号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市中央区福浜二ノ四ノ一ノ八

紹介議員 一〇 岩尾初雄 外五百六十九名
中村 哲君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二〇号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市池田旭町二ノ一ノ八
田村次英 外二百二十六名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二二号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市牧野本町二ノ一三ノ

紹介議員 五 辻村一郎 外五十五名
渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二三号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 石川県河北郡内灘町向栗崎一ノ一
六四 砂山信治 外千三百三十六

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一八六号と同じである。

第二二三号 昭和六十二年二月十日受理

売上税（大型間接税）の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 広島市南区南盤屋二ノ一ノ一 永
登殿士 外四十二名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二二四号 昭和六十二年二月十日受理

売上税（大型間接税）の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 神奈川県平塚市山下五九二ノ三
高橋正美 外千六百五十五名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二二六号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 広島県呉市押込二ノ四ノ一七 道
本實 外六百五十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二二七号 昭和六十二年二月十日受理

売上税（大型間接税）の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 京都市西京区大枝西新林町三ノ三
ノ一一 後宮英子 外三千百一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二二八号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区別府一ノ九ノ一二三
津端英樹 外百五十二名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二九号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区堤団地二六ノ三〇六
村田義夫 外百四十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三〇号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 長野市屋島二、三〇三 藤沢晴雄
外二百九十九名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三一号 昭和六十二年二月十日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区千隈二ノ四一ノ五ノ
一二 大久保敬子 外十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三二号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市中央区今川一ノ二三ノ六
山田雅子 外五十名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三三号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市東香里一ノ二ノ二二
福本重夫 外二百四十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三四号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市三井が丘五ノ四ノ
九九ノ四〇一 鈴木義明 外三百
十三名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三五号 昭和六十二年二月十日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市長尾元町三ノ一ノ一
四 木本進 外百九十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三六号 昭和六十二年二月十日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 長野市柳町一、二三四ノ一 保坂 和子 外百名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三七号 昭和六十二年二月十日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市成田東町一五ノ九 渡辺誠一 外四十四名
紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三八号 昭和六十二年二月十日受理
売上税導入反対に関する請願
請願者 東京都台東区花川戸一ノ一二ノ一 一全国履物卸商団体連合会内 田中亨
紹介議員 井上 計君

第九百八回国会に政府から提出される昭和六十二年度税制改革案のうち売上税の創設に対し全国履物業界は絶対反対するものであり、その撤廃を強く請願するものである。履物業界は長期にわたる不況に悩まされ、その上高不況も加わって今や深刻な経営難に陥り倒産業者が続出、それも年々増加の一途にあることに業界はなすすべもない。特にこのところ一・二年間における倒産業者の急増には業者は明日をも知れぬ我が身を考へ、生きの気がささえず無くなるといつても決して過言ではないのが我が履物業界の現状である。こんな状況の中では営業中の業者といえども売上は年々月々激減し、履物業界は塗炭の苦しみにあえいで

いるのが今日の事情である。今日の履物業界がみぞうの重大な局面を迎えたことについては原因は他にもある。戦後我が国は経済の発展とともに文化の向上によつてすべてが大きく変わった。特にその中で住宅構造、生活環境、服装等の変化によつて、世界に誇る我が国伝来の民族衣装である着物を着る人が残念ながら激減したことである。これでは、げた、草履が売れるわけはない。また、なんとかこれだけはと望みをかけた、今日では履物業界唯一の主要商品であるヘップサンダルが既にケミカル靴に取って代わられた今日履物業界は、今や風前のともしびの存在である。そのケミカル靴でさえ相次ぐ倒産には打つ手もなくただお手上げの状態であることもまた事実である。このような余命いくばくもないとすら表現できるような履物は、その規模においても九十五パーセントは細極まりないものであり、価格面においては極めて低廉な商品であり、昔から生活必需品といえど衣食住であるその衣に属する履物であることから売上税の課税等理解できないのである。そのような理由を含めて売上税は絶対反対であるが、その創設に当たつても履物等は当然非課税であろうとの業界の予想は完全に裏切られたが、それは余りにも履物の日常生活に果たす役割等に対する認識不足と研究不足によるものであらうと思う。履物は朝に晩に家庭の主婦が買物に、また、ちよつとした外出に、店や工場で働く労働者として一日として、また三百六十五日欠くことのできない生活履きであり前述のごとく、その履物は零細業者によつてつくられ扱われ販売される生活必需品中の必需品である。この履物に売上税の課税とは余りにも過酷極まりないものであると思われる。また、わずかに五十円値上がりしても高くなつたと騒がれるほど単価的にも低い履物だけに課税されればその分は即、値上がりとなり、その上便乗値上がりすら絶対無いとされ保証できない。万が一売上税の価格への転嫁ができなれば、たちどころに倒産の運命にある。いずれにしても売上税によつて物価は上昇、したがって購買力はま

すまず減じ業者はいよいよ窮地に追い込まれることは必至であり火を見るより明らかである。また、なんとか営業を継続せんがために、とことん人手を減らし人件費の削減を始め諸経費の節減によつてどうにか生き延びようとする履物業者にとつて売上税のような煩雑な仕事を処理する人的余裕等全くない。その上売上高一億円を境に課税非課税等はいくらに業界を混乱に陥れるものであり、非常識極まりないものといわざるを得ない。既に非課税業者から物を買わないというようにな声さえ出ている。万が一そんなことがあるならば一億円以下の業者は死んでしまふというに等しい。今や履物業界は食うか食われるか死ぬか生きるかのせとぎわに立たされている重大な時であるので、この難局を乗り切るために一致団結結束を強固にして必死に頑張ろうとしている履物業界に大きな混乱を招くような売上税は絶対承服できない。ついでには、履物という商品としての性格と履物業界の実態を認識して売上税は絶対に撤廃されたい。

第二四四号 昭和六十二年二月十日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡朝倉町比良松三三八ノ三 江藤美智枝 外二百四十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二四六号 昭和六十二年二月十日受理
大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 大分県臼杵市二王坐四組 金田浩義 外百九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二五五号 昭和六十二年二月十二日受理
大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 広島県呉市板原町一ノ一 荒谷 康徳 外六百四十九名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二五六号 昭和六十二年二月十二日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 福岡市中央区小笹三ノ一九ノ五 中尾英俊 外百九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二五七号 昭和六十二年二月十二日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 長野市徳間八五ノ二 南正安 外三百九十四名
紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二五八号 昭和六十二年二月十二日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 福岡市中央区荒戸二ノ三ノ三四 佐渡島省三 外百四十七名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二五九号 昭和六十二年二月十二日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 福岡県甘木市堤一、六六〇ノ三 牧下政男 外二百四十九名
紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二六〇号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福島県白河市旭町二ノ一〇九 市

川英一 外五百五十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二六一号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市交北三ノ一ノ一一ノ

三〇七 吉田喜久男 外三百十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二六二号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(二通)

請願者 福岡市中央区黒門五ノ二一 五代

主英 外四百三十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二六三号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福島県白河市巡り矢六四ノ一 添

田幸恭 外八十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二六四号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市北中振一ノ四〇ノ一
五 東文彦 外四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二六五号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市朝日丘町一六ノ一七

ノ三一 澤田潤子 外四名

紹介議員 高杉 延忠君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二六六号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府守口市金田町五ノ一〇八ノ

二 岡田武 外百三十一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二六七号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府交野市私市四ノ一七ノ五

河辻眞 外二百四名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二六八号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市中央区平和三ノ三ノ一 藤

原治 外百六十四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二六九号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市氷室台一ノ八ノ一六

瀬尾陽子 外百八十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二七〇号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府守口市佐太東町一ノ二三九

森高敏博 外九十七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二七一号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市朝日丘町一六ノ一七

ノ一一 家留淳子 外四名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二七二号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市出口三ノ一三ノ二

原田誠二 外九十一名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二七三号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市上野二ノ八ノ六六ノ

四〇四 草田知世 外百五十二名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二七四号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 島根県松江市末次本町五 和田圭

一 外千九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七五号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 大分県大野郡三重町芦刈二、九一

七 浦松茂 外九百九十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二八四号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 愛知県宝飯郡小坂井町小坂井大堀

一〇小坂井町職員労働組合内 市

川寛

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八五号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 長崎県諫早市小川町四四一ノ九

小柳つね子 外四千五百五十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二八六号 昭和六十二年二月十二日受理

売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 千葉県浦安市猫実五ノ一ノ二〇

宇田川石松 外七百七十名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二八七号 昭和六十二年二月十二日受理

売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 名古屋市中区西川町二ノ一八ノ二

坂野浩之 外四名

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二八八号 昭和六十二年二月十二日受理

売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都文京区本郷四ノ三ノ一八

高野りつ 外十四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第二八九号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区樋井川三ノ七ノ六

関辰紀 外百五十七名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九〇号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区堤地八ノ二〇一

亀井健史 外百二十二名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九一号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区田島一ノ七ノ八 古

賀高明 外百四十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九二号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市中央区平尾二ノ一三ノ一五

那須昭三郎 外九百八十五名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九三号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市養父丘二ノ四ノ三

梅田徳行 外二百六十七名

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九四号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市伊加賀北町七ノ一六

新田昌弘 外百五十五名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九五号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市点野三ノ三四ノ八

向信子 外百五十二名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九六号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 長野県上田市材木町二ノ一三ノ一

二 藤田敬一 外三百二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九七号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府枚方市招提大谷三ノ四五ノ

一九 野田恵子 外百三十八名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九八号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区田島一ノ一八ノ三五

村上正彦 外四百三十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九九号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡県白河市小田川二枚橋四 斉

藤寅夫 外五百八十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三〇〇号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区神松寺一ノ二三ノ二

一 福神第三ビル六〇五 中垣日出子 外五十名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三〇一号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市三井が丘二ノ七ノ

四ノ五〇四 山口祐次 外百五十六名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三〇二号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市美井元町二〇ノ一

四 岡井篤子 外五十五名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三〇三号 昭和六十二年二月十二日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 大分県臼杵市井村西鍛冶屋 吉田

義雄 外百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三〇四号 昭和六十二年二月十二日受理

売上税(大型間接税)の導入とマル優の廃止をやめ、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 新潟市大淵三、四六八 渡辺藤一

外四百八十一名

紹介議員 稲村 稔夫君

この諸願の趣旨は、第一六一号と同じである。

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、資金運用部資金法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「本条中」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 資金運用部預託金には、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便貯金事業の健全な経営の確保、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政の安定並びに積立金その他の資金を資金運用部に預託するその他の事業等の健全かつ適正な運営の確保に配慮して、約定期間に応じ、政令で定める利率により利子を付する。

4 第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額に対しては、その金額の預託されていた期間が一月未満のときは利子を付さず、当該期間が一月以上のときは、前項の規定にかかわらず、当該資金運用部預託金の預託されていた期間、同項の利率その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、同項の利率より低い利率により利子を付する。

第四条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「払いもどしをした日の外」を「払戻しをした日のほか」に、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、前二項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、資金運用部審査会の意見を聴かなければならない。

第七条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号、第四号、第六号及び第八号中「貸付」を「貸

付け」に改め、同項第九号中「本条中」を「この条において」に改め、同項第十一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 外国政府、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券(次項において「外国債」という。)

第七条第二項中「金融債」の下に「又は外国債」を加え、「三分の一」を「それぞれ三分の一又は十分の一に、こえて」を「超えて」に改める。

第八条中「適正にするため」を「適正にし、あわせて資金運用部預託金に付する利子の利率の決定に資するため」に改める。

第九条第一項中「重要事項」の下に「並びに資金運用部預託金に付する利子に関する事項」を加え、同条第二項中「資金運用部資金の運用」の下に「及び資金運用部預託金に付する利子」を加える。

附則第十三項から第二十項までを削り、附則第十二項を附則第十四項とし、附則第十一項の次に次の二項を加える。

12 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第八条の規定により資金運用部に預託された資金(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第七項の規定による預託金となつたものを含む、約定期間が一年未満のものを除く。)に対しては、第四条第三項及び第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同条第三項の利率(同条第一項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額については、同条第四項の利率)を超える利率により利子を付することができる。

13 第四条第五項の規定は前項の政令の制定又は改正の立案について、同条第六項の規定は前項の規定により付する利子について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の資金運用部資金法(以下「新法」という。)の規定(第七条第一項第十

二号及び第二項の規定を除く。)は、新法第四条第三項及び第四項並びに附則第十二項の規定に基づく政令の施行の日以後に預託する資金運用部預託金に付する利子について適用し、同日の前日までに預託された資金運用部預託金に付する利子については、なお従前の例による。

附則第四項から第九項までを削る。

3 資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項から第九項までを削る。

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は二月二十三日)

一、資金運用部資金法の一部を改正する法律案

昭和六十二年三月七日印刷

昭和六十二年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局